

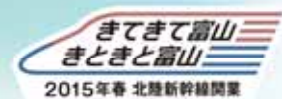
きときと情報 2014 130号

特集 平成26年度 **富山県の中小企業向け
主要施策及び融資制度**

 **富山県中小企業団体中央会**

経営者に聞く
有限会社吉岡板金工業所 代表取締役社長 吉岡 八義氏
中央会いんふおめーしょん
「中小企業・小規模事業者ものづくり商業・サービス革新事業」の
1次公募一次締切の採択結果について

組合紹介
伝統工芸高岡漆器協同組合さんよりこんにちは


きてきて富山
きときと富山
2015年春 北陸新幹線開業



表紙のこぼ 富山の電車

キャラクターやイラストなどの装飾が
施された車両を紹介します。

- 1 ドラえもんトラム
万葉線株式会社
藤子プロ (©fujiko-pro)
- 2 アニマル電車「ネコ電」
万葉線株式会社
- 3 忍者ハットリくん列車
JR 氷見線・城端線
- 4 ポートラムラッピング車両
「鉄道むすめ巡り：岩瀬ゆうこ」
富山ライトレール株式会社

三井生命から 富山県中央会の組合員の皆さまへ

富山中央会団体扱* 『オーナーズプラン』のご案内

限りないご繁栄のために
経営者のリスクマネジメントは万全ですか？

事業保全資金

事業承継・相続

就業不能リスク

役員の退職慰労金・弔慰金

従業員の退職金・弔慰金

「オーナーズプラン」とは

「経営者のリスクマネジメント」を目的に組合員が
ご契約者となる生命保険契約です。

富山県中央会の会員組合の組合員がご契約者の場合、団体扱
となり、一般扱（口座振替扱月払等）よりも割安な保険料で
ご契約いただけます。

* 富山県中央会団体扱とは、富山県中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の
保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせ願います。



※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。
※詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書（契約概要）」「特に重要な事項のご
説明（注意喚起情報）」「ご契約のしおり一約款」を必ずご覧ください。

【お問い合わせ】

三井生命保険株式会社 富山支社

〒930-0029 富山市本町 3-21 5F

TEL: 076-441-3194

B-26-1057 (H26.4) 使用期限 H27.3

きときと情報 130号

C O N T E N T S

特 集

1

平成26年度富山県の中小企業向け主要施策及び融資制度

(公財)富山県新世紀産業機構 中小企業支援制度 29

経営者に聞く

31

富山県板金工業組合

理事長 吉岡 八義 氏

中央会いんふおめーしょん

33

「新ものづくり補助金」の富山県事務局となりました
地域中小企業の人材確保・定着支援事業を実施します
消費税転嫁対策窓口相談等事業を平成26年度も
引き続き実施します
第59回通常総会を開催しました

組合紹介

37

伝統工芸高岡漆器協同組合さんよりこんにちは

元気印！青年部・女性部

38

組合女性部研究会を開催しました

組合青年部代表者会議・研修会を開催しました

組合だより

39

新会館を竣工しました

組合Q & A

39

認可を受けない変更定款による役員選挙の効力について

ほっと一息

40

「こうじ」の豆知識

事務局ペンリレー

40

協同組合富山問屋センター

事務局長 西嶋 寛 氏

トピックス

広げよう「休んでかれ。」宣言

平成26年度 富山県の中小企業向け主要施策及び融資制度

富山県では中小企業向けに様々な施策や融資を実施しています。主要施策と各機関の融資制度を一部抜粋して紹介します。

1 創業を考えている人への支援

創業・ベンチャー挑戦応援事業

県内において創業を予定している方や創業後間もない中小企業者の方から新規性・独自性のある事業、または地域活性化に貢献する事業計画を募集します。

優秀なビジネスプランには経費の一部に対して助成を行い、富山県における創業やベンチャーのモデルとなる企業の育成を図るとともに、新事業挑戦への気運づくりを進めます。

1. 対象者

- (1)申請から1年以内に県内で創業予定（NPO法人の設立を含む）の方
- (2)県内で創業後3年以内の中小企業者（NPO法人等を含む）
※ただし、子会社等実質的に他の支配下にある方は除きます。

2. 対象事業

以下のいずれかに該当する事業を営む（もしくは営もうとする）方

- (1)独自の技術やアイデアを活かした新商品の開発または新サービスを提供する事業
- (2)地域貢献型事業（コミュニティビジネス）、または中心市街地、商店街、共同店舗等の空き店舗等を利用して行う事業で、地域活性化に貢献する事業
- (3)グリーン・イノベーション（環境・エネルギー分野）やライフ・イノベーション（医療・介護分野）など、成長分野に関する新商品の開発または新サービスを提案する事業
- (4)とやま起業未来塾のビジネスプラン発表会で入賞した事業計画に従って実施する事業

3. 助成金額・助成率

(1)製造業、建設業

上限200万円（助成率1／2以内）

(2)卸売・小売・飲食・サービス業等その他の業種

上限100万円（助成率1／2以内）

4. 助成対象経費

機械設備費、器具工具備品費、構築物費（不動産の取得、自動車の取得は除く）、店舗改装費、原材料費・仕入高、外注加工費、委託費、知的所有権出願経費、専門家謝金、人件費（新規雇用者に係るものに限り、かつ対象経費の20%以内）、広告宣伝費、その他、富山県新世紀産業機構理事長が適当と認めるもの。

5. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構

中小企業支援センター TEL076-444-5605

インキュベーション施設の提供

情報通信環境を整備したオフィススペースを低廉な家賃で提供します。

1. 対象

新事業分野や研究開発に取り組む企業等

2. お問い合わせ

富山県産業創造センター

TEL0766-26-5151

富山県総合情報センター

TEL076-432-1116

富山県産業高度化センター

TEL0766-62-0500

2 新事業展開を考えている人への支援

トライアル発注認定制度

県が認定した企業・中小企業者等の開発した新商品を県が試し買いし、使用後の意見をフィードバックすることで、中小企業者の販路開拓や商品開発を支援します。

1. 対象者

県内に事業所を有する中小企業者であって、次に掲げる商品を県内で生産する事業者

2. 対象となる商品

申請日において、販売開始から3年以内のものであり、次に掲げる商品

- (1)県知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて生産する商品
- (2)富山プロダクツとして選定された商品
- (3)富山県深層水協議会ブランドマークの使用許諾を受けた商品
- (4)国、県又は富山県新世紀産業機構の助成を受けて研究開発した商品
- (5)とやま起業未来塾のビジネスプラン発表会で入賞した事業計画に基づいて生産する商品
- (6)新事業分野を開拓しようとする者が生産する商品で、公的試験研究機関の推薦を受けたもの
※サービス提供等の役務、医薬品は対象となりません。

トライアル発注制度の対象となる商品は、県の機関において用途が見込まれるものでなければなりません。

公共工事用資材に関しては、次に掲げる項目のうち、いずれかに適合し、または準じているなど、一定の品質を確保していることが必要です。

- (1)日本工業規格（JIS）
- (2)富山県土木部土木工事共通仕様書、農林水産部土木工事等共通仕様書

3. 認定の効果

- ・認定事業者及び商品を県のHP・パンフレット等にて紹介するとともに、県での率先

購入につとめます。

- ・県が購入した商品については、使用後の意見をフィードバックします。
- ・認定事業者は、トライアル発注商品又はその包装もしくは容器に、富山県トライアル発注商品認定マークを表示することができます。
- ・県融資制度『新事業展開支援資金（ブランド力向上支援枠）』の対象企業（ただし認定日から3年以内の企業に限る）となります。

4. 申請受付時期

平成26年7月1日～7月31日

5. お問い合わせ

〈トライアル発注制度について〉

富山県商工労働部経営支援課

創業・ベンチャー係 TEL076-444-3247

〈公共工事用資材についての申請要件（一定の品質）について〉

富山県土木部建設技術企画課

技術指導係 TEL076-444-3298

富山県農林水産部農村整備課

技術管理係 TEL076-444-3299

〈申請要件に関する推薦依頼について〉

工業技術センター TEL0766-21-2121

総合デザインセンター

TEL0766-62-0510

農林水産総合技術センター

食品研究所 TEL076-429-5400

森林研究所 TEL076-483-1511

木材研究所 TEL0766-56-2915

とやま新事業創造基金（地域資源ファンド・農商工連携ファンド）による助成

地域資源の活用や農商工連携による新商品開発や新サービス開発に取り組む中小企業者等へ資金面での支援を行います。

1. 対象者

地域資源ファンド

富山県内に本社を持つ中小企業者

農商工連携ファンド

- (1)創業を行う者又は経営の革新を行う中小企業者と農林漁業者との連携体
- (2)自ら事業を行う NPO 等の中小企業者以外の者と農林漁業者との連携体

2. 対象事業

地域資源ファンド

技術や農林水産品、観光資源など、富山県の地域の資源を有効に活用して行う(1)～(3)の事業

農商工連携ファンド

中小企業者と農林漁業者が連携し、双方の経営資源を有効に活用して行う(1)～(3)の事業

- (1)新商品を開発しようとする事業
- (2)新サービスを開発しようとする事業
- (3)(1)又は(2)とあわせて販路を開拓しようとする事業

3. 助成金額、助成率、助成期間

(地域資源ファンド・農商工連携ファンド共通)

助成金額：原則として上限600万円

助成率：1／2 以内

助成期間：最長 3 年間

4. 助成対象経費

(地域資源ファンド・農商工連携ファンド共通)

〈事業費〉

専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、印刷製本費、広告宣伝費、展示会等出展料、会場借料、保険料、通訳料、通信運搬費、産業財産権等取得費（但し特許庁に納付される手数料等を除く）、委託費（コンサルタント経費、調査費等）など

〈試作・開発費〉

原材料費、機械装置・工具器具備品費（改良費・保守費を含む）、借損料、試験・検査費、委託費（デザイン料、設計費、外注加工費、コンサルタント経費、研究費等）など

5. お問い合わせ

富山県商工労働部

経営支援課 TEL076-444-3249

富山県新世紀産業機構 取引設備支援課

(地域資源) TEL076-444-5650

(農商工連携) TEL076-444-5602

3 企業再生を考えている方への支援

中小企業再生支援協議会

公益財団法人富山県新世紀産業機構が中部経済産業局から委任を受けて行う事業で、中小企業の再生に関して、豊富な専門知識と経験を持ったスタッフが常駐し、いつでも相談に応じるものです。

1. 対象企業

- ・財務上の問題(キャッシュフローの不足等)を抱えており、金融機関から経営改善計画の提出を求められている中小企業者。
- ・事業の将来性の見通し自体は明確であるが、関係者間の調整（金融機関同士の調整等）が必要な中小企業者。
- ・いくつかの事業を手がけているが、不採算事業から撤退したいと考えている中小企業

者。

2. 支援スキーム

【第一次対応】

- 相談窓口において、駐在専門家による各種アドバイスを実施します。
- 関係機関を紹介します。
- 専門家を紹介します。
- 再生計画策定支援を決定します（第二次対応へ）。

【第二次対応】

- 「個別支援チーム」が再生計画の策定をお手伝いします。
- 金融支援内容について関係金融機関の調整を行います。
- 「再生計画」スタート後、一定期間フォローアップによる支援を行います。

3. お問い合わせ

富山県経営改善支援センター
(富山県新世紀産業機構内)
TEL 076-441-2134

4 事業承継を考えている人への支援

第二創業支援モデル事業

県内の中小企業者等の後継者から新規性・独自性のある事業計画を募集します。優秀なビジネスプランには経費の一部に対して助成を行い、後継者による第二創業を支援し、県内経済の活性化を図るとともに、新事業挑戦への気運づくりを進めます。

1. 対象者

申請日において事業を承継して3年以内の中小企業者等の方

※ただし建設業を主たる事業として営む中小企業者等の方は除きます。

2. 対象事業

以下のいずれかに該当する事業を営む方

- (1)新事業（事業承継前に営んでいた既存事業と日本標準産業分類の細分類が異なる事業）へ展開する事業
- (2)経営革新計画の承認を受けた事業
- (3)とやま起業未来塾のビジネスプラン発表会で入賞した事業計画に従って実施する事業

3. 助成対象経費

事業計画書提出から平成27年2月20日(金)までに支払った以下の経費のうち、消費税額を控除したもの。ただし他の助成金を受ける経費、及び既存事業と経理上明確に区分されない経費を除きます。

機械・設備費、器具・工具・備品費、構築物費、店舗改装費、原材料費・仕入高、外注加工費、委託費、知的所有権出願経費、広告宣伝費、家賃等賃借費、その他、富山県新世紀産業機構理事長が適当と認めるもの。

4. 助成金額・助成率

(1)製造業

上限150万円（助成率1／2以内）

(2)卸売・小売・サービス業

上限50万円（助成率1／2以内）

5. 申込期間

平成26年5月8日～

（予算額に達し次第締め切ります）

6. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構
中小企業支援センター
TEL 076-444-5605

事業承継相談窓口

中小企業基盤整備機構北陸本部では事業承継に関する様々な相談を受けています。窓口には、弁護士、税理士、公認会計士、中小企業診断士などの専門家を配置して、事業承継問題に関して無料でアドバイスや情報提供を行っています。

1. 対象者

事業承継で様々な問題でお悩みの中小企業者

2. 内容

- ・事業承継に関する対策の進め方
- ・事業承継に関する専門家の紹介
- ・円滑な事業承継の進め方
- ・相続税額の試算
- ・親族外承継の注意点 など

3. お問い合わせ

中小企業基盤整備機構北陸
経営支援課
TEL 076-223-5546

県の融資制度

◆設備投資の促進・新成長産業への挑戦

資金名		融資対象	資金使途
設備投資促進資金		工場・店舗・事務所等の新增設や機械設備・事業用車両・店舗設備等を導入する中小企業者（駐車場・資材置場等は対象になりません）	設備資金 （設備投資に伴う運転資金） ※運転資金のみの利用は不可
	少子化対策枠	次の施設整備等を行い、子育て支援に関する環境整備に取り組む中小企業者 (1) 事業所内保育施設や授乳室の設置など子育てしやすい職場環境の整備 (2) 商店街の段差解消や小児用トイレ・ベビーシートの設置等の子育てバリアフリー	設備資金
	集中投資促進枠 取扱期間 平成28年3月31日まで	老朽化した生産設備から生産性又はエネルギー効率が1%以上向上する生産設備への入替えもしくは新たに増設する中小企業者	設備資金 （設備投資に伴う運転資金） ※運転資金のみの利用は不可
新成長産業育成支援資金		次のいずれかの事業を営む中小企業者で、当該事業に必要な資金または産学官連携により当該事業に係る新技術・新製品の研究開発等に必要な資金 (1) 再生可能エネルギー・資源有効活用に係る装置・部品等の製造業 (2) 医療・介護・健康関連分野の製造業 (3) 富山湾の海洋深層水を活用した製品の製造業 (4) 先端ものづくり分野（航空機、ロボット、次世代自動車、最先端IT）に係る装置・部品等の製造業	設備資金 （設備投資に伴う運転資金） ※運転資金のみの利用は不可
再生可能エネルギー利用促進資金		再生可能エネルギー（太陽光、風力、中小水力、バイオマス、地熱）を利用した発電設備の導入を行う中小企業者	設備資金 （設備投資に伴う運転資金） ※運転資金のみの利用は不可

◆創業時の資金繰りを支援

資金名		融資対象	資金使途
創業支援資金	創業者枠	(1) 事業を営んでいない個人が事業を開始する予定があるもの (2) 事業を開始した中小企業者であって創業後2年以内のもの	設備資金 運転資金
	事業承継支援枠	(1) 後継者不足等のため存続見通しがつかない中小企業者から当該事業を承継するもの (2) 相続時の資金繰りが困難なこと等により事業の存続見通しがつかない相続人 (事業資産の取得資金、法人承継者による経営権（株式）買取資金、その他承継事業の運営に必要な資金を対象)	設備資金 運転資金

- ※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。なお、富山県信用保証協会において、設備資金に係る事業資金の独自保証料率割引を実施しています。(平成28年3月31日まで)
- ※2 建物（土地）の取得については、事前にご相談ください。

利用上の注意点

- ・支払い済みの資金は、融資対象になりません。
- ・設備資金は、資産として計上するものが対象になります。

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限度額（万円）	期間（うち据置期間）	融 資 利 率 (平成26年4月1日現在)	保証料率（※1） (平成26年4月1日現在)	
5,000 (うち運転資金1,000) ※設備投資に伴い、建物 (土地)を同時に取得 する場合(※2)1億円	設備資金 7年以内（1年以内） 運転資金 5年以内（1年以内） ※設備投資に伴い、建物(土 地)を同時に取得する場 合(※2)10年以内（1 年以内）	年1.90%以内 〔取扱期間 平成27年3月31日まで〕	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
3,000	7年以内（1年以内）	年1.35%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
5,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 7年以内（1年以内） 運転資金 5年以内（1年以内）	年1.50%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
1億円 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内（1年以内） 運転資金 5年以内（1年以内）	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
1億円 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内（1年以内） 運転資金 5年以内（1年以内）	年1.35%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課

※県経営支援課 076-444-3248

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限度額（万円）	期間（うち据置期間）	融 資 利 率 (平成26年4月1日現在)	保証料率（※1） (平成26年4月1日現在)	
3,000 創業予定者 2,500	設備資金 7年以内（1年以内） 運転資金 5年以内（1年以内）	年1.45%以内	年0.6%保証必須	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
5,000 (うち運転資金3,000) ※設備投資に伴い、建物 (土地)を同時に取得 する場合(※2)1億円	設備資金 7年以内（1年以内） 運転資金 5年以内（1年以内） ※設備投資に伴い、建物(土 地)を同時に取得する場 合(※2)10年以内（1 年以内）	年1.45%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課

※県経営支援課 076-444-3248

◆新事業展開・新商品や販路開拓の促進

資 金 名		融 資 対 象	資 金 使 途
新 事 業 展 開 支 援 資 金	地域貢献型事業 (コミュニティビジネス)支援枠	福祉、環境、特産品の加工等、地域に貢献する事業（コミュニティビジネス）を行う者で、有償で行われるなどビジネス要件を備えている事業者	設備資金 運転資金
	経 営 革 新 枠	中小企業新事業活動促進法の認定（計画承認）を受けた事業を行う中小企業者で、当該事業に要する資金	設備資金 運転資金
	新 事 業 展 開 支 援 枠	現在の事業と日本標準産業分類細分類が異なる事業を新たに行い、新事業の占める割合が5年以内に1／4以上となることが見込まれる事業展開を行う中小企業者または出資法人で、当該事業に要する資金	設備資金 運転資金
	建設業等新分野 進 出 支 援 枠	現在の事業と日本標準産業分類細分類が異なる事業を新たに行う建設業、卸・小売業を営む中小企業者で、当該事業に要する資金	設備資金 運転資金
	ブランド力向上 支 援 枠	次のいずれかに該当する中小企業者で、当該事業に必要な資金 (1) 地域産業資源活用事業計画、農工商等連携事業計画に係る事業または左記事業に係る国の補助金、とやま新事業創造基金の補助金の交付決定を受けたもの (2) 「明日のとやまブランド」育成対象に選定された事業者 (3) 富山県トライアル発注制度の認定を受けた事業者（認定日から3年以内） (4) 富山プロダクツに選定された事業者（選定日から5年以内）	設備資金 運転資金
	海 外 市 場 開 拓 支 援 枠	海外市場へ進出するため、支店・営業拠点等の海外事業拠点の開設（合弁会社等の海外現地法人の設立を含む）等を行う中小企業者 ※県内事業所の規模縮小・従業員の減少を伴わないものを対象	設備資金 運転資金

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。

◆商業・商店街等の活性化

資 金 名		融 資 対 象	資 金 使 途
商 業 ・ サ ー ビ ス 業 活 性 化 資 金		(1) 商店街において、出店（新規・空き店舗）、店舗の改装、集配センターの設置を行う中小商業・サービス業者 (2) 空き店舗への出店、店舗の改装、集配センターの設置を行う中小商業・サービス業者（商店街以外のエリアを対象） (3) 商店街整備計画に基づきその環境整備を行う組合	(1) 商店街 設備資金 運転資金 (2) その他 (3) 組合 設備資金
	新 幹 線 開 業 対 策 枠 取扱期間 平成28年3月31日まで	(1) 新幹線開業に際して、次の効果が期待できる店舗の出店・改装を行う中小業者（飲食業、小売業、サービス業（宿泊業を除く）、旅行業） ①県外・海外からの誘客が期待できる取組み ②富山県の魅力を発信する取組み (2) 新幹線開業に際して、観光客等の利便性向上のための二次交通の整備を行う中小企業者	設備資金 （設備投資に伴う 運転資金） ※運転資金のみの 利用は不可
	観 光 旅 館 施 設 整 備 枠	（一般枠） 次の施設・設備整備等を行う観光旅館業者（中小企業以外のものを含む） (1) 宿泊施設の新設、増設及び改修 (2) 宿泊施設の付帯施設（駐車場・店舗等）の新設、増設及び改修 (3) 宿泊施設整備のために行われる土地の取得 (4) 設備の導入及び既存設備の改善	設備資金
		（特別枠） 次の施設・設備整備等を行う観光旅館業者 （中小企業者で富山県ホテル・旅館業生活衛生同業組合の組合員） (1) 宿泊施設の新設、増設及び改修 (2) 宿泊施設の付帯施設（駐車場・店舗等）の新設、増設及び改修 (3) 宿泊施設整備のために行われる土地の取得 (4) 設備の導入及び既存設備の改善	設備資金 （設備投資に伴う 運転資金） ※運転資金のみの 利用は不可

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。なお、富山県信用保証協会において、設備資金に係る事業資金の独自保証料率割引を実施しています。（平成28年3月31日まで）

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限度額（万円）	期間（うち据置期間）	融 資 利 率 (平成26年4月1日現在)	保証料率（※1） (平成26年4月1日現在)	
2,000	設備資金 7年以内（1年以内） 運転資金 5年以内（1年以内）	年1.50%以内	年0.35%～年1.05%	商工会議所または商工会の 認定書を添えて、取扱金融 機関を経由のうえ県経営支 援課
1億円 (うち運転資金1,500)	設備資金 10年以内（3年以内） 運転資金 5年以内（1年以内）	年1.50%以内	年0.7%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
4,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 7年以内（1年以内） 運転資金 5年以内（1年以内）	年1.50%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
4,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 7年以内（1年以内） 運転資金 5年以内（1年以内）	年1.50%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
7,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内（1年以内） 運転資金 5年以内（1年以内）	年1.50%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
設備資金 4,000 運転資金 1,000	設備資金 10年以内（1年以内） 運転資金 5年以内（1年以内）	年1.50%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課

※県経営支援課 076-444-3248

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限度額（万円）	期間（うち据置期間）	融 資 利 率 (平成26年4月1日現在)	保証料率（※1） (平成26年4月1日現在)	
設備資金 (1) 商店街 5,000 (2) その他 3,000 (3) 組合 1億円 運転資金 (1) 商店街 1,000	設備資金 7年以内（1年以内） 運転資金 5年以内（1年以内）	(1) 商店街 年1.50%以内 (2) その他 (3) 組合 年1.65%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
5,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 7年以内（1年以内） 運転資金 5年以内（1年以内）	年1.35%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
3,000	7年以内（1年以内）	年2.10%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県観光課
1億円 (うち運転資金1,000) 〔取扱期間 平成28年3月31日まで〕	設備資金 10年以内（1年以内） 運転資金 5年以内（1年以内）	年1.35%以内 〔取扱期間 平成28年3月31日まで〕		

※県経営支援課 076-444-3248／県観光課 076-444-4565

◆環境にやさしい社会をめざして

資 金 名	融 資 対 象	資 金 使 途
環 境 施 設 整 備 資 金	次の施設整備等を行う中小企業者 (1) 公害防止施設の整備 (2) フロン等対策施設の整備 (3) 廃棄物のリサイクル施設の整備 (4) 地下水の保全・水資源の有効利用施設の整備 (5) 山岳地トイレの整備 (6) 温室効果ガスの排出抑制施設の整備 (7) 低公害車の導入 等	当該施設整備等に要する設備資金
立山環境配慮バス購入資金	立山有料道路等(桂台～室堂)で運行する路線バス又は貸切バスを自動車 NOx・PM 法の基準に適合するものに買い替える中小企業者	設備資金

◆地域産業の活性化

資 金 名	融 資 対 象	資 金 使 途
特定地域・ 産 業 活 性 化 資 金	企業立地促進枠 次に掲げる事業を営む者で、地方公共団体等が造成した用地において、設備の 新增設を行い、事業開始後1年以内に新規雇用数が原則として5人以上となる 者（原則として中小企業） ①製造業 ②卸売業 ③道路貨物運送業 ④倉庫業 ⑤頭脳立地法関連16業種 ⑥その他知事が認める事業	設備資金
	（家庭薬振興資金） (1) 県内に住所を有する医薬品配置販売業者等 (2) 県内に事業所を有する医薬品製造業者等	(1) 医薬品配置 販売業者 運転資金 (2) 医薬品 製造業者等 設備資金 運転資金
	（和漢薬開発促進資金） 和漢薬を主とする医薬品の開発に必要な資金 県内に事業所を有する医薬品製造業者等	設備資金 運転資金
	（懸場帳購入資金） 懸場帳の購入に必要な資金 県内に住所を有する医薬品配置販売業者	設備資金 (販売業者が購入 する懸場帳)
	（薬業基盤強化資金） 事業の統合や承継など基盤強化を図るために必要な資金 (1) 県内に住所を有する医薬品配置販売業者 (2) 県内に事業所を有する医薬品製造業者	設備等資金

◆事業の活性化

資 金 名	融 資 対 象	資 金 使 途
事業活性化促進資金	事業の多角化や合理化、拡大を行うことにより、経営基盤を強化し事業の活性化に取り組む中小企業者	運転資金

※ 1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。なお、富山県信用保証協会において、設備資金に係る事業資金の独自保証料率割引を実施しています。(平成28年3月31日まで)

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限度額（万円）	期間（うち据置期間）	融 資 利 率 (平成26年4月1日現在)	保証料率（※1） (平成26年4月1日現在)	
個別 3,000 団体 5,000	7年以内（1年以内）	年1.90%以内 (6)、(7)の場合 年1.35%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県環境政策課 元金均等月賦償還
4,000	7年以内（1年以内）	年1.35%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県自然保護課

※県環境政策課 076-444-3141
※県自然保護課 076-444-3396

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限度額（万円）	期間（うち据置期間）	融 資 利 率 (平成26年4月1日現在)	保証料率（※1） (平成26年4月1日現在)	
2億円 知事特認 5億円	10年以内（2年以内）	年1.65%以内	年0.45%～年1.90%	取扱金融機関を経由のうえ 県立地通商課
医薬品配置販売業者 運転資金 500 医薬品製造業者等 設備資金 3,000 (ただし試験機械器具に ついては500) 運転資金 1,000	設備資金 7年以内（1年以内） ただし試験機械器具につ いては5年以内（1年以 内） 運転資金 5年以内（1年以内）	年2.10%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県くすり政策課
設備資金 5,000 運転資金 2,000	設備資金 10年以内（1年以内） 運転資金 5年以内（1年以内）	年2.10%以内	年0.35%～年1.05%	
個人 3,000 法人 7,000	10年以内（3年以内）	年2.10%以内	年0.35%～年1.05%	
5,000	10年以内（1年以内）	年2.10%以内	年0.35%～年1.05%	

※県立地通商課 076-444-3244／県くすり政策課 076-444-3236

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限度額（万円）	期間（うち据置期間）	融 資 利 率 (平成26年4月1日現在)	保証料率（※1） (平成26年4月1日現在)	
3,000	5年以内（1年以内）	年2.10%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関

※県経営支援課 076-444-3248

◆経営の安定・倒産の防止

資 金 名		融 資 対 象	資 金 使 途
小規模企業等経営支援短期資金		従業員50人（商業・サービス業は20人）以下の小規模事業者等（償還方法を一括返済にする場合、同日付けの新規貸付は対象になりません）	運転資金
小口事業資金	一般小口枠	従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人）以下の小規模事業者（富山市以外）	設備資金 運転資金
	零細小口枠	従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の小規模事業者	設備資金 運転資金
経営安定資金	地域産業対策枠	経済の構造的要因等により、最近3ヶ月以上1年以内の期間の売上高が前年同期比10%以上減少または最近時決算において経常赤字の中小企業者	運転資金
	経済変動対策緊急融資 取扱期間 平成27年3月31日まで	次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 最近3ヶ月の売上高または販売数量が前年同期比5%以上減少 (2) 原油等の売上原価依存率が20%以上、かつ仕入価格上昇率が前年同期比20%以上増加、かつ、最近3ヶ月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期を上回っているもの	運転資金
	経営安定特別分	地域産業対策枠の要件中、最近3ヶ月以上を1ヶ月以上と緩和した要件を満たし、商工調停士の指導を受けている中小企業者	運転資金
	小規模企業支援枠 取扱期間 平成27年3月31日まで	最近3ヶ月の売上総利益率または営業利益率が前年同期比5%以上減少している小規模企業者 ※小規模企業者とは、従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の事業者	運転資金
	企業再生支援枠	次のいずれかに該当する中小企業者で、具体的で実現可能な経営改善計画を金融機関と連携して策定しているもの (1) 最近時決算において経営赤字の者 (2) ㈱整理回収機構へ貸付債権が譲渡された者 (3) 民事再生法等による法的再建手続を行う者 (4) 中小企業再生支援協議会から再生支援の認定を受けた者 (5) 信用保証協会の企業再生支援チームの支援を受けている者 (6) ㈱地域経済活性化支援機構の支援を受けている者 (7) とやま中小企業再生支援ファンドの支援を受けている者	設備資金 運転資金
	連鎖倒産防止枠	国または信用保証協会が指定した倒産企業に50万円以上の債権を有する中小企業者（事業実績1年未満でも利用可）	運転資金
緊急経営改善資金 取扱期間 平成27年3月31日まで		最近3ヶ月間の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期と比べて5%以上減少しており、経営改善計画を策定し、借換えを行うことにより経営の改善が期待される中小企業者	(1) 一般枠 県の融資制度（県小口事業資金、小規模企業者等経営支援短期資金を除く）のほか、金融機関の保証付既往債務（※2）の借換え (2) 小口枠 県小口事業資金の借換え

- ※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。なお、富山県信用保証協会において、設備資金に係る事業資金の独自保証料率割引を実施しています。（平成28年3月31日まで）
- ※2 借換えの対象については、事前に保証協会にご相談ください。

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限度額（万円）	期間（うち据置期間）	融 資 利 率 (平成26年4月1日現在)	保証料率（※1） (平成26年4月1日現在)	
600	1年以内	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関
零細小口枠との合計で 1,500（無担保） （保証債務残高が1,250 万円以下等の条件を満た す者にあつては、無担保 無保証）	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内 （ただし、最近決算におい て2期連続して経常赤字を 計上しており、かつ、県内 の商工会議所、商工会また は中小企業支援センターに おいて経営指導を受けてい る場合は7年以内）	年2.00%以内	年0.6% 保証必須 ただし、特別小口保険 の要件を満たす方 年0.5%	市町村、商工会議所又は商 工会を経由のうえ取扱金融 機関 ※取扱は市町村が特定する 金融機関に限る
信用保証協会の保証付き 融資残高との合計で 1,250（無担保） （保証債務残高が1,250 万円以下等の条件を満た す者にあつては、無担保 無保証）	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内 （ただし、最近決算におい て2期連続して経常赤字を 計上しており、かつ、県内 の商工会議所、商工会また は中小企業支援センターに おいて経営指導を受けてい る場合は7年以内）	年2.00%以内	年0.7% 保証必須 ただし、特別小口保険 の要件を満たす方 年0.5%	市町村、商工会議所または 商工会を経由のうえ取扱金 融機関 ※取扱は市町村が特定する 金融機関に限る
5,000	7年以内（1年以内）	年1.90%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の認 定書を添えて取扱金融機関
8,000 (既存枠含む)	7年以内（1年以内）	年1.45%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須 セーフティネット保証 5号利用の場合 年0.5%	市町村の認定書を添えて取 扱金融機関
1,500	7年以内（1年以内）	年1.90%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	上記地域産業対策枠の認定 書及び富山、高岡、氷見、魚 津の各商工会議所または富 山県商工会議所連合会の推 薦書を添えて取扱金融機関
3,000	7年以内（1年以内）	年1.45%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の 認定書を添えて取扱金融機 関
1億円	設備資金 10年以内（1年以内） 運転資金 7年以内（1年以内）	年1.65%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
5,000 (ただし債権額を限度)	7年以内（1年以内）	年1.65%以内	年0.6% 保証必須	取扱金融機関
(1) 8,000 (2) 1,500 [借換と同額（上限1,000） までの新規運転資金を含 む ※運転資金のみ利用不可]	10年以内（1年以内）	年1.90%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の 認定書及び実施計画書を添 えて取扱金融機関

※県経営支援課 076-444-3248

県の投資等支援制度

元気とやま中小ベンチャー総合支援ファンド事業

1. 元気ファンドとは

(1) ベンチャー企業等への投資

(公財) 富山県新世紀産業機構が新技術、新製品、新サービスの研究開発や事業化といった富山を元気にする活動に取り組む企業に対し、その発行する株式や社債を引き受けることによって、長期低利の資金を提供します。

(2) 地域貢献型事業者への支援

地域貢献型事業（地域の資源を活用し、地域の課題を解決し、地域に貢献するコミュニティビジネス）を営む NPO 法人等が県制度融資を利用して借入を受ける際に債務保証を行い、活動を支援します。

2. ベンチャー企業等への投資

(1) 対象者 次のいずれかの要件を満たす者

① 創業者・創業予定者

事業を営んでいない個人が事業を開始する予定の者又は事業を開始した中小企業者であって、創業1年未満の者

② 中小企業新事業活動促進法関連企業

中小企業新事業活動促進法に基づく、経営革新計画の承認又は異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた事業を行う者

③ 産学官連携企業

産学官の連携により事業展開（研究開発・技術の実用化等）を行う者又は大学発ベンチャー企業（大学での研究をもとに教員・学生等が創業するもの）

(2) 内容

① 間接投資

機構の原資預託を受けたベンチャーキャピタルから中小企業が投資（株式取得・社債引受）を受けるもの。

【限度額】 5,000万円

【利率】 発行時の長期プライムレート以下（固定）

【担保】 不要

【償還期間】 10年以内

② 直接投資

間接投資によりベンチャーキャピタルから投資を受けた中小企業が機構から直接投資（社債引受）を受けるもの。

【限度額】 1,000万円

【利率】 発行時の長期プライムレート以下（固定）

【担保】 不要

【償還期間】 10年以内

③ 債務保証

中小企業が社債発行による資金調達を行う場合に、機構が債務保証するもの。

【保証料率】 年0.5%

【保証割合】 社債引受元本の70%

【保証期間】 社債の引受期間

連絡先

(公財)富山県新世紀産業機構中小企業支援センター 支援マネージャーグループ

〒930-0866 富山市高田527番地 (情報ビル1階)

TEL (076) 444-5605 FAX (076) 444-5646

3. 地域貢献型事業者（コミュニティビジネス事業者）への支援

(1) 対象者

地域貢献型事業（コミュニティビジネス）支援枠の融資を受ける者で、信用保証協会の保証制度の対象とならない者（NPO 法人や中小企業者以外の個人、グループ等）

(2) 内容

① 債務保証

上記対象者に機構が債務保証するもの

【保証料率】 年0.8%

【保証割合】 融資額の70%

【保証期間】 融資償還期間

県制度融資・地域貢献型事業（コミュニティビジネス）支援枠とは

○ 融資対象者

原則として富山県内の地域で活動を行う方で、県税を完納している方がご利用できます。また、この融資制度の利用の要件としては、

- ①有償で行われ、雇用の対価が支払われる等のビジネス要件を備えていること
- ②福祉、環境、まちづくり等、地域の課題を地域の資源で解決する等、地域に貢献する事業であること
- ③活動の拠点となる商工会議所、商工会の認定を受けていること

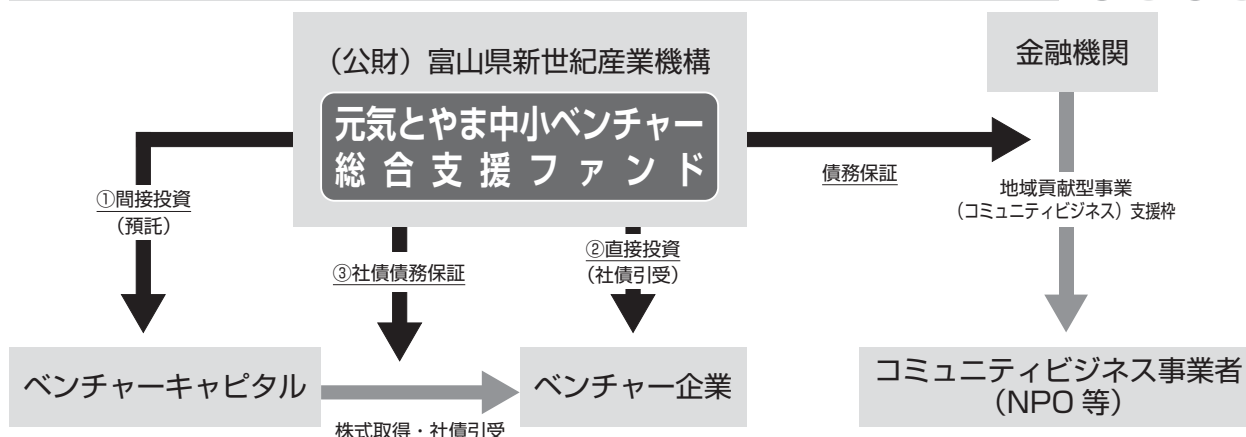
以上の3点を全て満たしていることが条件であり、これらの要件を満たす場合は、これからコミュニティビジネスを行おうとしている方でも対象となります。

中小企業者以外の個人、グループ、NPO 法人等も融資の対象者としています。

○ 融資内容

資金使途	設備資金、運転資金
限度額	2,000万円
期間	設備資金 7 年以内（うち据置期間 1 年以内） 運転資金 5 年以内（うち据置期間 1 年以内）
融資利率	1.50%（平成26年 4 月 1 日現在）
融資申込先	商工会議所又は商工会の認定書を添えて取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課

4. しくみ





その他法律に基づく貸付制度

中小企業高度化資金貸付制度

1. 中小企業者が、他の事業者との連携若しくは事業の共同化を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行う場合に所要資金の一部を長期、低利で融資する制度です。

資金の種類	内 容	貸付の相手方
集 団 化 事 業	事業協同組合等の組合員が、工場団地・卸団地等の一定の地区（一の団地又は主として一の建物）に集合して事業を行うため、工場、事業場、店舗その他の施設を設置する事業	事業協同組合等 〔原則組合員等が10人以上の組合であること〕
集 積 区 域 整 備 事 業	事業協同組合等の組合員が、当該組合員が集積している一定の区域（商店街、工場街又は工業・店舗等の集団化された区域）において、経営の合理化を図るため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業	事業協同組合等 〔原則組合員等が10人以上の組合であること〕
施 設 集 約 化 事 業	事業協同組合、共同出資会社等が、共同店舗、共同工場等の建物を設置する事業	事業協同組合等
共 同 施 設 事 業	事業協同組合等が、組合員の共同利用に供する施設を設置する事業	事業協同組合等
設 備 リ ー ス 事 業	事業協同組合等が、生産の効率化、経営の合理化、公害防止その他の改善に必要な設備を一括取得し、組合員に買取予約付で賃貸する事業	事業協同組合等
商店街整備等支援事業	まちづくり会社等が各種コミュニティ施設（コミュニティホール、ポケットパーク等）の整備を行う事業と、併せてショッピングセンター型の商業店舗の整備を行う事業	(1) 特定会社 （地方公共団体が出資し、出資者の2／3以上が中小企業者など） (2) 一般社団法人等 （一般社団法人にあってはその社員総会における議決権、一般財団法人にあっては、設立時の拠出総額の1／2以上が地方公共団体及び事業協同組合等であることなど） (3) 商工会、商工会議所

小規模企業者等設備導入資金貸付制度

公益財団法人富山県新世紀産業機構では、県内の小規模企業者等の皆さまが、①経営基盤の強化を行われるとき、または②新たに事業を起こされる（創業する）ときに必要な設備の導入促進を図るため、設備資金の貸付を行っています。

◆設備資金貸付制度

本制度は、企業の経営基盤の強化、または創業のための設備投資を行う事業者の皆さまに、必要と認められる設備に対して、その資金の50%以内を限度として無利子で融資する制度です。

名称	融資対象企業		対象設備
貸 付	(1) 原則として、従業員20人以下（商業・サービス業5人以下）の小規模企業者 (2) 一定要件を満たし、小規模企業者になることが見込まれる創業者及び創業予定者	①これから創業する者又は創業後1年未満の者	(1) 経営基盤の強化を図るために新たに導入する必要があると認められる設備 (2) 事業を行うために必要があると認められる設備
		②創業後1年以上5年未満経過したもの	
		③創業後5年以上経過したもの	

2. 主要な資金種類別の貸付条件等については次の通りですが、中小小売商業振興法や中心市街地活性化法などの法律の認定を受けて実施する事業等は無利子貸付けになる場合がありますので、詳細については、県経営支援課にお問い合わせ下さい。
3. この資金の借入に当たっては、事業の計画作成段階から、県の指導、診断を受ける必要がありますので、計画が具体化する前に、県経営支援課（TEL076-444-3249）にご相談下さい。

（利率については、変更になることがあります。）

貸付対象施設	貸付利率	貸付期間 (うち据置期間)	償還方法	貸付限度
集団化に必要な土地、建物、構築物、設備（共同施設等の設備に限る。）	年0.85%	20年以内（3年以内）	年賦 (元金均等償還)	整備資金（貸付対象施設を取得し、造成し、又は設備するのに必要な資金）の80%以内
施設整備に必要な土地、建物、構築物、設備（共同施設等の設備に限る。）	〃	〃	〃	〃
共同化に必要な土地、建物、構築物、設備	〃	〃	〃	〃
共同利用に必要な土地、建物、構築物、設備	〃	〃	〃	〃
リースに必要な設備、附属設備	〃	当該設備の耐用年数を勘案して知事が定める期間	〃	〃
商店街整備等支援事業に必要な土地、建物、構築物、設備	無利子	20年以内（3年以内）	〃	〃

連絡先

(公財)富山県新世紀産業機構

中小企業支援センター 取引設備支援課

〒930-0866 富山市高田527番地

TEL (076) 444-5602 FAX (076) 444-5644

融資条件						申込先
限度額(万円)	利率	期間	償還方法	保証人	担保	
対象設備額の1/2以内 ①25～4,000	無利子	7年以内 (1年据置) 公害防止設備については12年以内 (1年据置)	均等年賦の約束 手形による	法人は 3名 個人は 2名 〔うち1名は第三者〕	・貸付対象設備を譲渡担保 ・その他不動産担保を徴求する場合がある。	富山県新世紀産業機構
対象設備額の1/2以内 ②50～6,000						
対象設備額の1/2以内 ③50～4,000						

政府系金融機関等による金融一覧(1)

株式会社商工組合中央金庫

制 度 名	融 資 対 象	資 金 使 途
一 般 貸 付	商工中金の株主となつていただいている中小企業の各種団体とその構成員 (注)このほか中小企業の共同出資会社やメンバーの皆様方の海外法人等も融資対象となります。	運転資金 設備資金

※商工中金には上記のほか独自の総合支援策がありますので、詳細は商工中金へお尋ね下さい。

株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

制 度 名	融 資 対 象	資 金 使 途
普 通 貸 付 (一 般 貸 付)	卸 売 業 資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人・個人	運転資金 設備資金
	小 売 業 資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が50人以下の法人・個人	
	サ ー ビ ス 業 資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人・個人	特定設備資金
	製造業、建設業、運輸業、その他 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人・個人	
経 営 改 善 貸 付	常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合5人以下）の方で商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会会長の推薦を受けた方	運転資金 設備資金
主 な 特 別 貸 付	新 規 開 業 資 金 新たに事業を始める方、事業開始後おおむね5年以内の方	運転資金 設備資金
	女性、若者／シニア 起 業 家 資 金 女性又は30歳未満か55歳以上の方であつて、新たに事業を始める方、事業開始後おおむね7年以内の方	運転資金 設備資金
	新 事 業 活 動 促 進 資 金 新たに経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る方など	運転資金 設備資金
	新 創 業 融 資 制 度 新たに事業を始める方または事業開始後で税務申告を2期終えていない方	運転資金 設備資金

※各種融資制度の内容につきましては、変更になる可能性があります。

※「東日本大震災復興特別貸付」や「設備資金貸付利率特例制度」をお取り扱いしています。詳細は当公庫（国民生活事業）へお尋ね下さい。

株式会社商工組合中央金庫 富山支店076-444-5121 高岡支店0766-25-5431

貸 付 条 件				申 込 先
限 度 額	利 率	期 間	担 保 等	
	商工中金 所定利率	運転 原則として10年以内 (据置期間 2 年以内) 設備 原則として15年以内 (据置期間 2 年以内)	必要と認めるもの 要	商工中金 商工中金の代理店 になっている信用 組合、信用金庫で もご利用いただけ ます。

株式会社日本政策金融公庫 富山支店国民生活事業076-431-1191 高岡支店国民生活事業0766-25-1171

貸 付 条 件				申 込 先
限 度 額	利 率	期 間	担 保 等	
4,800万円	お使いみち、ご返済 期間、担保・保証人 の有無等によって異 なる利率が適用され ます。詳細は当公庫 (国民生活事業)へ お尋ね下さい	運転 5 年以内 (※ 1) (うち据置期間 1 年以内) 設 備 10 年以内 (うち据置期間 2 年以内)	保証人、担保 (不動産、 有価証券等) などにつ きましてはお客様のご 希望を伺いながらご相 談させていただきます	国民生活事業
7,200万円		20年以内 (うち据置期間 2 年以内)		
2,000万円		運転 7 年以内 (うち据置期間 1 年以内) 設備 10 年以内 (うち据置期間 2 年以内)	無	商工会議所、商工会等
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 5 年以内 (※ 1) (うち据置期間 6 ヶ月以内) (※ 2) 設備 15 年以内 (※ 4) (うち据置期間 3 年以内)	保証人、担保 (不動産、 有価証券等) などにつ きましてはお客様のご 希望を伺いながらご相 談させていただきます	国民生活事業
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 5 年以内 (※ 1) (うち据置期間 1 年以内) 設備 15 年以内 (※ 4) (うち据置期間 2 年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 5 年以内 (※ 1) (うち据置期間 1 年以内) (※ 3) 設備 15 年以内 (※ 4) (うち据置期間 2 年以内)		
3,000万円 (うち運転資金1,500万円)		運転 5 年以内 (※ 1) (うち据置期間 6 ヶ月以内) 設備 15 年以内 (うち据置期間 6 ヶ月以内)	無	

※ 1 特に必要な場合は 7 年以内

※ 2 特に必要な場合は 1 年以内

※ 3 特に必要な場合は 3 年以内

※ 4 特に必要な場合は20年以内

政府系金融機関等による金融一覧(2)

株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

制 度 名		融 資 対 象	資 金 使 途
主 な 特 別 貸 付	新企業育成貸付 再チャレンジ支援融資	廃業歴のある方など、一定の要件に該当する方であって、新たに事業を始める方 又は事業開始後おおむね5年以内の方	運転資金 設備資金
	企業IT資金	情報化投資を行う方	運転資金 設備資金
	活 力 強 化 企 業 化 活 資 力 金	卸売業、小売業、飲食サービス業またはサービス業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など	運転資金 設備資金
	海外展開資金	海外展開を図る方	運転資金 設備資金
	地域活性化・雇用促進資金	社会貢献型事業を営む方、承認企画立地計画などに従って事業を行う方 または雇用創出効果が見込まれる方など	運転資金 設備資金
	環境・エネルギー対策貸付 環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設置や省エネルギー効果の高い設備を導入する方または環境対策の促進を図る方	運転資金 設備資金
	食 品 貸 付	食品関係の小売・製造小売業または花き小売業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、フランチャイズチェーンへの加盟などを行う方	設備資金 一部運転資金
	企業再生貸付 企業再建・事業承継支援資金	中小企業再生支援協議会の関与もしくは民事再生法に基づく再生計画の認可などにより企業の再建を図る方または事業を承継する方	運転資金 設備資金

※「東日本大震災復興特別貸付」や「設備資金貸付利率特例制度」をお取り扱いしています。詳細は当公庫（国民生活事業）へお尋ね下さい。

株式会社日本政策金融公庫 富山支店国民生活事業076-431-1191 高岡支店国民生活事業0766-25-1171

貸 付 条 件				申 込 先
限 度 額	利 率	期 間	担 保 等	
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	お使いみち、ご返済期間、担保・保証人の有無等によって異なる利率が適用されます。詳細は当公庫（国民生活事業）へお尋ね下さい	運転 5年以内（※1） (うち据置期間1年以内) 設備 15年以内 (うち据置期間3年以内)	保証人、担保（不動産、有価証券等）などにつきましてはお客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます	国民生活事業
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 5年以内（※1） (うち据置期間1年以内) 設備 15年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 5年以内（※1） (うち据置期間1年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 5年以内（※1） (うち据置期間1年以内) (※4) 設備 15年以内 (うち据置期間3年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 5年以内（※1） (うち据置期間1年以内) 設備 15年以内（※3） (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 5年以内（※1） (うち据置期間1年以内) (※4) 設備15年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (事業協同組合は1億1,000万円) (うち運転資金4,200万円)		運転 原則 5年以内 (うち据置期間原則1年以内) 設備 原則 13年以内 (新規開業支援設備資金などは原則15年以内（※5）) (うち据置期間原則2年以内) (新規開業支援設備資金などは原則3年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 5年以内（※1） (うち据置期間1年以内) (※4) 設備 15年以内 (うち据置期間2年以内)		

- ※1 特に必要な場合は7年以内
 ※2 特に必要な場合は15年以内
 ※3 一部の対象者が特に必要な場合は20年以内
 ※4 特に必要な場合は2年以内
 ※5 特に必要な場合は20年以内

政府系金融機関等による金融一覧(3)

株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

制 度 名		融 資 対 象	資 金 使 途
生 活 衛 生 貸 付	一 般 貸 付	生活衛生関係の事業を営む方	設備資金
	振 興 事 業 貸 付	生活衛生関係の事業を営む方であって振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方	運転資金 設備資金
	生活衛生改善貸付	生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方（常時使用する従業員の数が5人以下の会社または個人）であって、生活衛生同業組合（組合が設立されていない場合は、生活衛生営業指導センター）の長の推薦を受けた方	運転資金 設備資金
セ ー フ テ ィ ネ ッ ト 貸 付	経営環境変化資金	社会的、経済的な環境の変化などにより、一時的に業況の悪化を来している方で中長期的に業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる方	運転資金 設備資金
	金融環境変化資金	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに影響を来している方で中長期的に資金繰りが改善し、経営が安定することが見込まれる方	運転資金
	取引企業倒産 対 応 資 金	取引企業などの倒産により、経営に困難を来している方	運転資金

※「東日本大震災復興特別貸付」や「設備資金貸付利率特例制度」をお取り扱いしています。詳細は当公庫（国民生活事業）へお尋ね下さい。

株式会社日本政策金融公庫 富山支店国民生活事業076-431-1191 高岡支店国民生活事業0766-25-1171

貸 付 条 件				申 込 先
限 度 額	利 率	期 間	担 保 等	
7,200万円～4億円 業種によって異なります	お使いみち、ご返済期間、担保・保証人の有無等によって異なる利率が適用されます。詳細は当公庫（国民生活事業）へお尋ね下さい	13年以内 （一般公衆浴場は30年以内） （独立開業設備資金は15年以内（特別な場合は20年以内）） （うち据置期間1年以内（返済期間が7年超の場合2年以内））	保証人、担保（不動産、有価証券等）などにつきましてはお客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます	国民生活事業
運転 5,700万円 設備 1億5,000万円～7億2,000万円 業種によって異なります		運転 5年以内（※1） （うち据置期間6ヶ月以内） （※2） 設備 18年以内 （うち特別な場合は20年以内） （据置期間2年以内）		生活衛生同業組合
1,500万円		運転 7年以内 （うち据置期間1年以内） 設備 10年以内 （うち据置期間2年以内）	無	
4,800万円 （※生活衛生貸付は5,700万円）		運転 5年以内（※3） （うち据置期間1年以内） （※4） 設備 15年以内 （うち据置期間3年以内）	保証人、担保（不動産、有価証券等）などにつきましてはお客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます	国民生活事業
別枠4,000万円以内		運転 5年以内（※3） （うち据置期間1年以内） （※4） 設備 15年以内 （うち据置期間3年以内）		
別枠3,000万円以内		5年以内（※3） （うち据置期間3年以内）		

※1 特に必要な場合は7年以内

※2 特に必要な場合は1年以内

※3 特に必要な場合は8年以内

※4 特に必要な場合は3年以内

政府系金融機関等による金融一覧(4)

株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業【直接貸付】

特定事業を営む中小企業の方

◆次の業種の方は対象になりません：農業、林業、漁業、金融保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）及び不動産業のうち住宅及び住宅用土地賃貸業、医療、福祉（福祉医療機構の貸付対象とならないものを除く）など

◆中小企業の規模

- ・製造業：資本金3億円以下又は従業員300人以下
- ・卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下
- ・小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下
- ・サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

制度名	融資対象	資金使途	貸付条件
			限度額 (特別利率適用限度)
新事業育成資金	高い成長性が見込まれる新たな事業を行う中小企業者であって、一定の条件を満たす方	設備資金 長期運転資金	6億円
新事業活動促進資金	①「経営革新計画」の承認を受けた方 ②「農商工連携計画」又は「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けたプロジェクトに係る連携体を構成する方 ③「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた方など	設備資金 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
IT活用促進資金	情報技術の普及変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う方	設備資金 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
地域活性化・雇用促進資金	特定の地域において一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、「企業立地計画」又は「事業高度化計画」の承認を受けた方など	設備資金 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
企業活力強化資金	経営の近代化、合理化及びものづくり基盤技術の高度化を進める方	設備資金 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
経営環境変化対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的な要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など	設備資金 長期運転資金	7億2千万円

※融資利率について、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用または上乘せされます。詳細は窓口でお尋ね下さい。

※各種融資制度の内容につきましては、変更になる可能性があります。

株式会社日本政策金融公庫 富山支店中小企業事業 076-442-2483

貸 付 条 件			申 込 先
利 率	期 間	担 保 等	
特別利率③ ただし6年目以降は基準利率 +0.2% -0%~0.2%	〈固定金利型〉 設備 15年以内 運転 7年以内	◆保証人（経営責任者の方）が必要です。ただし、一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の個人保証を免除又は猶予する制度もあります。 ◆担保設定の有無、担保の種類等についてはご相談のうえ決めさせていただきます。	中小企業事業窓口
基準金利①、③ -0%~0.2%	設備 20年以内 運転 7年以内	〃	〃
基準金利 特別利率 ①、②	設備 15年以内 運転 7年以内	〃	〃
基準金利 特別利率①、②、③ -0%~-0.4%	設備 20年以内 運転 7年以内	〃	〃
基準金利 特別利率①、②、③	設備 20年以内 運転 7年以内	〃	〃
基準利率 -0%~-0.5%	設備 15年以内 運転 8年以内	〃	〃

政府系金融機関等による金融一覧(5)

株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業【直接貸付】

制 度 名	融 資 対 象	資 金 使 途	貸付条件
			限度額 (特別利率適用限度)
金 融 環 境 変 化 対 応 資 金	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りが悪化している方	設備資金 長期運転資金	別枠 3 億円
事業再生支援資金	〈アーリー DIP〉 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等を行った方	設備資金 長期運転資金	7 億 2 千万円 (2 億 5 千万円)
	〈レイター DIP〉 民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方		
企業再建・事業承継 支 援 資 金	経営改善又は経営再建等に取り組む方、倒産した企業、経営難の状態にある企業や後継者不在等により事業継続が困難となっている企業から事業を承継する方、経営の安定化を図るため自己株式を取得する方など	設備資金 長期運転資金	7 億 2 千万円
設備資金貸付利率 特 例 制 度	特別貸付制度による設備資金の貸付を受ける方で要件に該当する方 (一部ご利用いただけない貸付制度もあります)	設備資金	適用する特別貸付 制度の貸付限度額

※このほか海外展開資金、環境・エネルギー対策資金等各種特別貸付があります。

※融資利率について、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用または上乘せされます。詳細は窓口でお尋ね下さい。

【代理貸付】

当公庫中小企業事業の代理店の窓口にご相談ください（ほとんどの銀行、信用金庫、信用組が代理店です）。

名古屋中小企業投資育成株式会社

区 分	融 資 対 象	資 金 使 途	貸付条件
一 般 投 資	経営に特色があり成長意欲のある企業 《投資の種類》 ・増資に際して発行される株式の引受 ・新株予約権付社債の引受 ・新株予約権の引受	設備資金 運転資金	増資後議決権比率の 50%以内 新株予約権付社債 等の場合は、引受 時において当該予 約権を行使したと 仮定した場合、議 決権比率が50%以 内となる範囲
ベンチャービジネス 投 資	先端的・独創的な技術またはノウハウをもつ研究開発型企業 《投資の種類》 ・増資に際して発行される株式の引受 ・新株予約権付社債の引受 ・新株予約権の引受		
創業投資（設立新株 投資・創業期投資）	起業家が会社を設立する場合や既存企業が新規事業へ進出を図るために新会社を設立する場合、もしくは設立後5年以内の企業 《投資の種類》 ①設立新株投資 ・株式会社の設立に際して発行される株式の引受 ②創業期投資 ・増資に際して発行される株式の引受 ・新株予約権付社債の引受 ・新株予約権の引受	創業資金	

※株式会社日本政策金融公庫中小企業事業でも申し込みの取次をしています。

※なお、投資した後は資本金が3億円を超えても、追加投資は可能です。

株式会社日本政策金融公庫 富山支店中小企業事業 076-442-2483

貸 付 条 件			申 込 先
利 率	期 間	担 保 等	
基準利率 - 0 % ~ - 0.5 %	設備資金 15年以内 運転資金 8年以内	◆保証人（経営責任者の方）が必要です。ただし、一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の個人保証を免除又は猶予する制度もあります。 ◆担保設定の有無、担保の種類等についてはご相談のうえ決めさせていただきます。	中小企業事業窓口
基準利率 + 2.5 %	1 年	〃	〃
基準利率 + 1.0 %	設備資金 10年以内 運転資金 5年以内	〃	〃
基準金利 特別利率 ①、③	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	〃	〃
適用する特別貸付制度に定める利率-0.5 %	（適用する特別貸付制度の期間内）	〃	〃

名古屋中小企業投資育成株式会社 052-581-9541 URL <http://www.sbic-cj.co.jp/>
〒450-0003 名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号（東海ビル7階）

配当・利率	条 件
（株式）一定の安定配当をお願いします	（一般投資） ①資本金3億円以下の株式会社（特例法に該当される場合3億円超でも可） 投資育成会社の引受けによって、資本金が3億円を超えることは可 ②業種は、風俗営業等およびその経営内容が公序良俗に反するもの、または一時的もしくは投機的なものは対象外 製造業・建設業・卸売業・小売業・サービス業など、ほとんどの業種が対象 ③原則として、一定水準の利益を上げており、今後も成長発展する見込みがあること
（社債）長期プライムレートを参考にして決めます。	（ベンチャービジネス投資） ①一般投資の①及び②の条件を満たしていること ②先端的・独創的な技術またはノウハウに裏付けられた製品の製造あるいはサービスの提供を行っていること ③売上高に対する試験研究費の比率が過去2期にわたり3%以上であること ④会社設立後または新事業進出後10年以内であること
	（創業投資） ①設立予定の会社の設立登記時の資本金が、3億円以下の株式会社であること（特例法に該当される場合3億円超でも可） ②設立予定の会社の業種が、一般投資の②の条件を満たしていること ③設立予定の会社の経営者が、事業の経営に関する知識・経験等を有するなど、その経営力が認められること ④設立予定の会社の事業計画に妥当性が認められ、かつその事業が将来、成長発展する見込みがあること ⑤原則として、投資後5年を経過した年度より、一定水準以上の配当が維持できる利益が見込まれること ⑥設立後5年以内の会社の場合には、資本金3億円以下の株式会社（特例法に該当される場合3億円超でも可）であって、上記②～⑤の条件を満たしていること



信用保証協会保証制度

主な信用保証制度

制 度 名	対 象 資 金 等	資金使途
創 業 等 関 連 保 証	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づいて、個人が創業又は新たに企業を設立して行う事業の実施に必要な資金	運転資金 設備資金
創 業 関 連 保 証	産業競争力強化法に基づいて、個人が創業又は新たに企業を設立して行う事業の実施に必要な資金	運転資金 設備資金
再 挑 戦 支 援 保 証	過去に経営状況の悪化により事業を廃業もしくは会社を解散した経験を有し、一定の要件を備える個人が創業または新たに企業を設立して行う事業の実施に必要な資金	運転資金 設備資金
経 営 者 保 証 ガイドライン対応保証	中小企業者であって、次に掲げる(1)から(4)までの要件をすべて満たすもの (1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること (2) 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えないこと (3) 法人から適時適切に財務情報等が提供されており、本制度による保証付融資を実行後も提供すること (4) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であること	運転資金 設備資金
中小企業特定社債保証	中小企業者の発行する社債（私募債）に対する保証	運転資金 設備資金
流動資産担保融資保証	売掛債権、棚卸資産を担保とした融資に対する保証（ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る）	運転資金 設備資金
経営安定関連保証 （セーフティネット保証）	経営の安定に必要な資金（欄外参照：市町村長の認定）	運転資金 設備資金
経 営 力 強 化 保 証	金融機関と認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行と金融機関への当該計画の進捗報告を行う中小企業者の事業計画の実施に必要な資金	運転資金 設備資金
事 業 再 生 計 画 実 施 関 連 保 証 （経営改善サポート保証）	中小企業再生支援協議会等の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画（債権者全員の合意が成立したものに限り）に従って事業再生の計画を実施するために必要な資金	事業再生の計画 の実施に必要な 資金に限る
中小企業承継事業関連保証	継承事業者が中小企業承継事業再生を実施するために必要な資金	運転資金 設備資金
事 業 再 生 保 証	民事再生手続又は会社更生手続を申立てた中小企業者であって、再生計画認可後3年が経っていない、かつ再生計画を完遂していない中小企業者の事業資金	運転資金 設備資金
事業再生円滑化関連保証	金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、一定の要件を備える中小企業者の事業資金	運転資金 設備資金

●経営安定関連保証（セーフティネット保証）の利用に係る認定について

経営安定関連保証を利用する場合は、次のいずれかに該当することについて、本店（個人事業主の方は主たる事業所）の所在地を管轄する市町村長の認定を受ける必要があります。

- （１号）再生手続開始申立等関係
民事再生手続開始の申立等を行った指定大型倒産事業者に対して50万円以上の売掛債権又は前渡金返還請求権を有していること、又は同事業者との取引を20%以上の規模で行っていること
- （２号）事業活動の制限関係
事業活動の制限を行っている指定事業者との直接又は間接的な取引を20%以上の規模で行っており、又は指定地域内で1年以上継続して事業を行っており、売上高等が減少していること
- （３号）地域・業種関係
指定地域内で指定業種に属する事業を1年以上継続して行っており、災害その他突発的に生じた指定事由の発生に起因して、売上高等が減少していること
- （４号）地域関係
指定地域内で1年以上継続して事業を行っており、災害その他突発的に生じた指定事由の発生に起因して、売上高等が減少していること

富山県信用保証協会 本 所 TEL076-423-3171 FAX076-493-0829 〒930-8565 富山市総曲輪2丁目1番3号
高岡相談室 TEL0766-21-6820 FAX0766-21-6864 〒933-0912 高岡市丸の内1番40号
【 // 相談室（相談日：火曜日・木曜日 9：00～17：00）】 URL <http://www.cgc-toyama.or.jp/>

保 証 限 度 額	保証期間 (うち据置期間)	融 資 利 率	保証料率(年)(※1)	担 保
1,500万円	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.80%	不要
1,000万円 ただし、創業関連保証、再挑戦支援 保証を合算して1,000万円。支援創 業関連保証(注3)に該当する場合 は1,500万円	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.80%	不要
1,000万円 ただし、創業関連保証、再挑戦支援 保証を合算して1,000万円。支援創 業関連保証(注3)に該当する場合 は1,500万円	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.80%	不要
2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 運転資金 3年以内(6か月以内) 設備資金 5年以内(6か月以内)	金融機関 所定利率	0.45%～1.90%	「有担保無担保保 証人要件」に該当 する場合を除き、 不要
〈別枠〉4億5,000万円 ただし、社債発行額3,000万円～ 5億6,000万円	2年以上7年以内	(支払金利) 発行体所定利率	0.45%～1.90%	必要に応じ
〈別枠〉2億円 (ただし、融資限度額は2億5,000万円)	根保証 1年 (更新2年以内) 個別保証 1年以内	金融機関 所定利率	0.68%	流動資産 (ただし、個別保証 の場合は売掛債権)
〈別枠〉2億8,000万円 破綻金融機関関連の要件を満たす場合 3億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	定めなし	金融機関 所定利率	1～6号 0.80% 7～8号 0.68%	必要に応じ
2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	運転資金 5年以内(1年以内) 設備資金 7年以内(1年以内) 既保証を借り換える場合 10年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.45%～1.75% ※3 責任共有対象外の既保証を 同額以内で借り換える場合 0.50%～2.00% ※3	必要に応じ
2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 運転資金 15年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.80% 責任共有対象外の既保証を 同額以内で借り換える場合 1.00% 特別小口保険の要件を満たす場合 0.80%	必要に応じ
2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	10年以内	金融機関 所定利率	0.45%～1.90%	必要に応じ
〈別枠〉2億円	10年以内	金融機関 所定利率	2.20%	必要に応じ
〈別枠〉2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	3年以内	金融機関 所定利率	1.76%	必要に応じ

※1 すべての保証について、次のいずれかの場合、0.1%の割引を行います。
・「中小企業の会計に関する基本要領の適用状況」についての公認会計士または税理士による確認書類の添付
(確認書類「『中小企業の会計に関する基本要領』の適用に関するチェックリスト」(日本税理士会連合会作成書式))
・会計参与設置会社(確認書類：商業登記簿謄本(写))
※2 一部の保証を除き、有担保の場合、0.1%の割引を行います。
※3 原則として、通常の保証料率区分よりも1区分低い料率を適用します。

(5号) 業種関係

指定不況業種に属する事業を行っており、売上が減少していること、又は原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていないこと

(6号) 破綻金融機関等関係

破綻金融機関等と金融取引を行っており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていること

(7号) 金融取引の調整関係

指定金融機関の経営の相当程度の合理化(支店の削減等)によって、借入が減少していること

(8号) 金融機関の貸付債権の譲渡関係

整理回収機構又は産業再生機構に対して貸付債権が譲渡され、借入が減少しているが、適切な事業計画等を有し再生の可能性があること

*「指定」：経済産業大臣の指定

(公財)富山県新世紀産業機構 中小企業支援制度

中小企業再生支援協議会とは

企業再生をお考えの皆さまに、専門知識を持ったスタッフが、あらゆる角度から再生の取り組みのお手伝いをいたします。

相談内容

- 企業再生に関する窓口相談の実施と対応策のアドバイス
- 専門家のプロジェクトチームによる経営改善計画作成支援
- 関係機関の再生支援に関する連携の確保

● 公的な協議会

当協議会は国から富山県新世紀産業機構が委託を受けて事業を行う公的な機関です。
(各都道府県に1ヶ所設置されています)

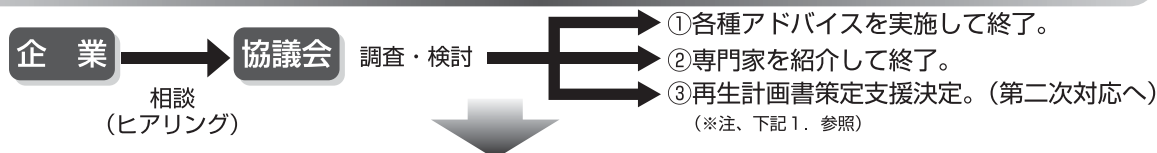
● 専門家が常駐

中小企業の再生経験豊かな専門家5名が常駐し、いつでも相談に応じます。

● 地域全体がバックアップ

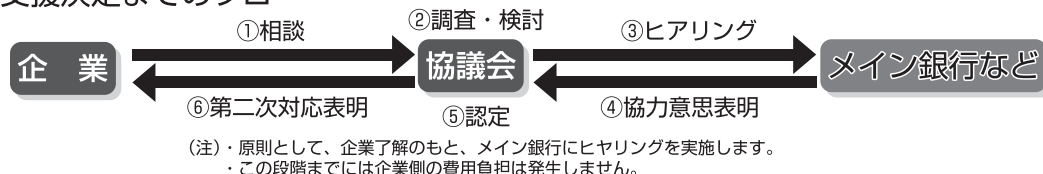
富山県内の中小企業支援団体や金融機関など、地域が一体となって企業再生をバックアップいたします。

第一次対応のフロー（無料）

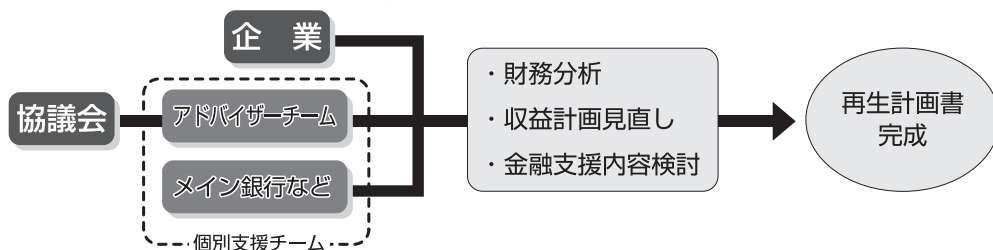


第二次対応のフロー

1. 支援決定までのフロー

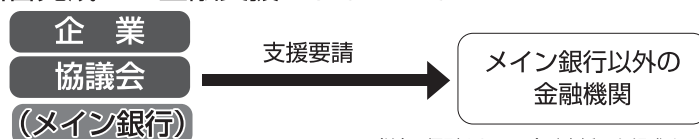


2. 支援決定から再生計画書完成までのフロー



(注)・アドバイザーチームは、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士によって構成されます。(協議会が選任します。)
・再生計画書は、原則、相談企業が、アドバイザー等、支援チームの助言を得て作成します。

3. 再生計画書完成から金融支援とりまとめまでのフロー



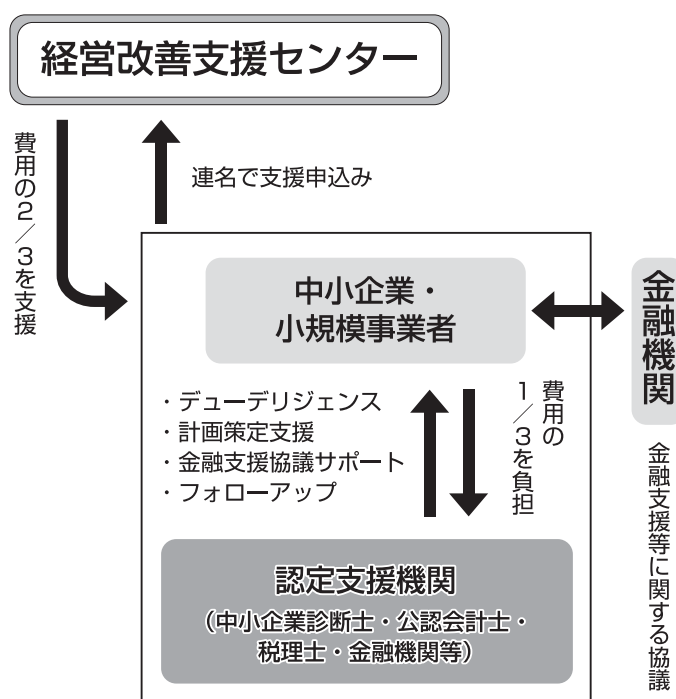
4. 再生計画スタート後

協議会は、再生計画書の策定支援、金融支援のとりまとめにとどまらず、以降一定期間再生計画書の進捗状況のフォローにも協力させていただきます。(支援の継続)

経営改善支援センターとは

金融支援等を必要とする中小企業・小規模事業者が、国の認定を受けた外部専門家（認定支援機関）の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、認定支援機関による経営改善計画策定費用やデューデリジェンス費用、フォローアップ費用につき、総額300万円を上限として、その2／3を支援します。

事業スキームの概要



対象となる事業者

事業内容や財務状況など、経営上の課題を抱え、金融支援等を必要としている中小企業・小規模事業者

事業の流れ

支援の申込み・策定支援

- ・中小企業・小規模事業者と本事業に係わる認定支援機関は、連名で、経営改善支援センターに対し経営改善計画の策定を申込みます。
- ・認定支援機関は、中小企業・小規模事業者に対して経営改善計画の策定支援を実施します。

金融支援等の協議

- ・認定支援機関のサポートを受けて、中小企業・小規模事業者は、策定した経営改善計画に基づく金融支援について、金融機関と協議します。

策定計画の提出・確認

- ・認定支援機関は、関係金融機関が合意した経営改善計画・金融支援等を経営改善支援センターに提出します。
- ・経営改善支援センターは、認定支援機関から提出された計画を確認し、費用の2／3を支援します。

フォローアップ

- ・認定支援機関は、中小企業・小規模事業者の計画達成状況について定期的なモニタリングを行い、その結果を経営改善支援センターに報告します。（フォローアップ費用も支援対象）

連絡先 富山県経営改善支援センター

〒930-0866 富山市高田527番地（情報ビル5階）公益財団法人富山県新世紀産業機構内
TEL (076)441-2134

職人の高齢化に伴う組合員の減少に歯止めを 資格や責任保証の制度を有効活用

板金業には、大別して、建築板金と工場板金があります。建築板金は、主に薄い金属板を加工することにより、屋根・外壁・雨どいをはじめ、主として建築板金製品を製造し、これを所定の個所に取り付ける工事まで行う業態です。昔は“ブリキ屋さん”などと呼ばれていました。しかし近年では、職人の数も減り、素材や工法も進化するなど、建築板金業を取り巻く環境は大きく変化しています。富山県板金業界の重鎮として、親子二代にわたって組合理事長を務める吉岡八義氏にお話を聞きました。

有限会社吉岡板金工業所 代表取締役社長
富山県板金工業組合 理事長

吉岡 八義氏

組合員数が昭和50年代の 半数に落ち込む

Q. 現在、板金業界が抱える課題と、それらに対する富山県板金工業組合の取り組みを教えてください。

やはり最大の課題は後継者問題ですね。私の父・義一が当組合の理事長をしていた昭和50年代には750人の組合員を抱えていたと聞きますが、今では約360人と、半分以下に減ってしまいました。その原因は、職人が高齢化して、組合から離れていくケースが多いからです。職人には定年がなく、高齢になっても地域で細々ながら仕事をしているのですが、収入に対

して、組合費を納めてまで組合にとどまる必要を感じられないのでしょうか。組合に入っていれば、講習会などの案内を受けることができ、また、全国板金業国民健康保険組合（全板国保）に加入することによって、所得に関係なく組合員が同じ保険料で健康保険の適用を受けることができます。さらに、病気やけがなどに備える福祉補償制度も充実していますし、もしトラブルでもあった場合のPL法（製造物責任法）に対応した賠償責任保険にも入ることができます。組合加入によって得られるこうしたメリットを強調しなければなりません、それを含めて、組合を辞めようとする人を

いかに食い止めるかが悩みの種です。

責任施工保証制度を知っていますか？

Q. 組合事業の「登録基幹技能者制度」や「責任施工保証制度」について聞かせてください。

基幹技能者というのは、高度な作業能力と豊富な知識を持つと同時に、現場を取りまとめ、効率的に作業を進める能力に優れた職人のことで、平成8年に専門工事業団体による民間資格としてスタートしました。その後、20年に建設業法施行規則の改正で「登録基幹技能者制度」として位置付けられ、国土交通大臣が登録した機関の実施する講習会の修了者が登録基幹技能者として認められることになりました。組合ではこの資格の取得に力を入れ、組合が富山、高岡、砺波と県内に3校設けている認定板金高等職業訓練校などで若い職人を指導し、登録基幹技能者の育成に努めています。しかし、これはかなり高いレベルの資格で、県内には現在、62人の登録基幹技能者がいますが、5年ごとに更新しなければならず、かなり厳格な資格です。この資格を持っている職人をもっと増やしていくことによって、職人



訓練校での技能指導



銅板レリーフなど(上) 板金の仕事を
広く知らせる学習活動(下)

プロフィール

よしおか・はちよし

昭和24年9月14日、富山市大町で板金業を営む吉岡義一の長男として生まれた。富山第一高校を経て近畿大学工学部建築学科を卒業。大阪府生野区の板金会社で3年余り経験を積み、50年6月に吉岡板金工業所入社。専務取締役から平成6年に社長に就任した。19年に県板金工業組合富山支部長、21年2月から同組合理事長。全日本板金工業組合連合会理事、県中小企業団体中央会理事、県職業能力開発協会常任理事も務めている。64歳。



の地位向上とともに、より良い仕事を提供していく板金業界でありたいと考えています。

組合員が責任を持って施工した証として、全日本板金工業組合連合会（全板連）が組合を通じて保証書を発行する制度が責任施工保証制度です。今も昔も住宅の品質は厳しく問われていることに変わりはありませんが、全板連グループでは、昭和59年という早い段階から品質基準を策定してマニュアルを作成し、改定を重ねています。保証書を提示する板金業者は講習を受け、マニュアルを厳しく守っているのです、お客さんが安心して任せることができます。組合員らは仕事の質を保証する一種の営業ツールとして制度を活用していますが、残念ながらなかなか一般に浸透していないのが現状です。この制度をもっと有効に使わねばなりません。

また、板金の仕事を子どもたちにも知ってもらうことも大切です。組合の下部組織である技能士会や青年部では小学校に向向いて、銅板を使ったレリーフや表札、小物、動物などを製作する学習の手伝いをしています。子どもたちは「ものづくり」の喜びを感じているようで、教育的効果もあります。

攻めの営業で技術を売れ

Q. この仕事を始めたいきさつは？

私はこの会社の3代目の社長です。祖父は大正7、8年ごろに富山市大町で板金業を創業し、私は2代目である父の長男として育ちました。子どものころから、住み込みの職人にかわいがってもらったり、仕事を手伝わされたりしたこともあって、この家業を継ぐことを自然に受け入れたのでしょう。父の時代は住み込みの職人が10人前後いて、組合の理事長をするなど手広くやっていました。大学の建築学科を出て、地元の建設会社に入ろうとしたのですが、どうせこの会社を継ぐのだから板金の仕事を覚えるために大阪・生野区の山口板金という会社にお世話になって修業してきました。この3年間で仕事もゴルフも覚え、有意義だったと思っています。

私が大学を卒業した当時はオイルショックで景気が悪く、社長になってからも景気の良い時代に恵まれたことはありません。ですから、攻めの姿勢で営業することがなによりも大切だと思っており、自分だけでなく若い人に言い聞かせています。

私たちは、技術こそあれ、売るものがないので、「いらっしゃいませ」と待っているだけではだめ、「こんにちは」と入っていかねばなりません。お客さんのところでお茶を飲んで世間話をしているだけでも受注のヒントが何かつかめるものです。最近は大手の業者に押されている組合員が多いようですが、昔は町内の魚屋さんや八百屋さんが地域住民に愛されたように、せめて自分が住んでいる町内だけでも大手に侵されないようにしたいものです。

付き合いゴルフとウォーキング

Q. 趣味や好きなスポーツはありますか。

自慢できるものではありませんし、まだまだ仕事が忙しいこともあります。強いて言えばたまにするゴルフで、ラウンドする前には打ちっぱなしの練習場へ行っって汗を流しますね。大阪時代にゴルフ場へ行く社長の運転手をして、「待っている時間があったくないからお前もやれ」ということになって、ハーフセットを買ったのが最初でした。あとは歩くことですかね。ほぼ毎日、会社の周辺を30分から40分は歩いています。

「中小企業・小規模事業者ものづくり商業・サービス革新事業」の 1次公募一次締切の採択結果について



平成26年2月17日、本会は平成25年度の補正事業である「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」の富山県地域事務局として、公募の受付を開始しました。

本補助金は、製造業・商業・サービス業等の試作開発、新ビジネスモデル開発、生産プロセスの改善、生産性向上を含めた中小企業・小規模事業者の事業革新を支援します。

1次公募の一次締切（3／14）、二次締切（5／14）の2回にわたって、県内企業から提出された事業計画書を受け付けました。

一次締切分について厳正に審査を行った結果、下記の企業が採択されました。

今後は、二次締切分の審査をするとともに、採択された中小企業が補助事業に取り組んでいけるように手続きを進めていきます。

【一次締切採択企業一覧】

- | | | |
|---------------------|----------------|------------------|
| ・ 有限会社作田キャスト | ・ 株式会社三恵ネット | ・ 有限会社谷口鉄工所 |
| ・ 柴田株式会社 | ・ 大栄建材株式会社 | ・ 第一編物株式会社 |
| ・ 株式会社プラクティブ | ・ コンチネンタル株式会社 | ・ 信栄金型株式会社 |
| ・ 株式会社山口技研 | ・ 北陸テクノ株式会社 | ・ 株式会社堀江商会 |
| ・ 廣川建設工業株式会社 | ・ 株式会社藤岡園 | ・ いなほ化工株式会社 |
| ・ 杉野味噌醤油株式会社 | ・ 西陵株式会社 | ・ 救急薬品工業株式会社 |
| ・ 株式会社中田鉄工所 | ・ 株式会社寺島研磨工業 | ・ 株式会社興南製工 |
| ・ 株式会社ヤハタセイコー | ・ 株式会社リライエンス | ・ 株式会社ナガエ |
| ・ アイティオ株式会社 | ・ 株式会社ワコーテック | ・ 株式会社アースクリエーション |
| ・ 株式会社グランドワークス | ・ 小矢部繊維工業株式会社 | ・ 株式会社キャストム |
| ・ 株式会社老子製作所 | ・ 株式会社精田建鉄 | ・ 株式会社ひかり |
| ・ 株式会社ホクペレ | ・ 株式会社中川製作所 | ・ 新光硝子工業株式会社 |
| ・ 株式会社日吉プランナー | ・ 宮越工芸株式会社 | ・ 有限会社ナカガワ |
| ・ 株式会社斉藤製作所 | ・ 水口化成株式会社 | ・ 株式会社富山技研 |
| ・ 株式会社クリエイトダイス | ・ 有限会社アンティアンティ | ・ 株式会社野中精機製作所 |
| ・ 株式会社トヨックス | ・ 氷見水産加工業協同組合 | ・ 有限会社中村海産 |
| ・ 株式会社北陸エンジニアプラスチック | ・ 川田食品株式会社 | ・ 東洋ゼンマイ株式会社 |
| ・ 北陸エステアール協同組合 | ・ 有限会社高畠製作所 | ・ 有限会社ケーズメタル |
| ・ 木村産業株式会社 | ・ 有限会社波多巖木工所 | |
- （受付番号順）

地域中小企業の人材確保・定着支援事業を実施します

現在、内外の厳しい経営環境、経済情勢を含めた先行きが不透明な中で、採用活動や人材育成を中小企業単独の取り組みだけでは必ずしも十分に行える環境ではありません。

そこで本会では、中小企業・小規模事業との顔の見える関係から、新卒者等の採用・定着までを一貫して支援する「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」を実施します。

〈予定している合同企業説明会の日程〉

開催日時	イベント名称	開催場所
6月23日(月) 13:30～16:00	チャレンジングカンパニー富山2015 in 名古屋 富山県 U ターン合同企業説明会名古屋会場	ウインクあいち (名古屋市)
6月28日(土) 13:30～16:00	チャレンジングカンパニー富山2015 in 金沢工業大学 金沢工業大学学内合同企業説明会	金沢工業大学 (石川県)
7月2日(水) 時間未定	チャレンジングカンパニー富山2015 in 富山大学	富山大学 (富山市)
8月1日(金) 13:30～16:00	第3回チャレンジングカンパニー富山2015 合同企業説明会	とやま自遊館 (富山市)
8月22日(金) 13:30～16:00	第4回チャレンジングカンパニー富山2015 合同企業説明会	とやま自遊館 (富山市)
10月下旬頃 時間未定	チャレンジングカンパニー富山2015 in 富山短期大学	富山短期大学 (富山市)

※他にも、中小企業と大学生等との交流の場の設定や、中小企業の若手従業員の定着支援に向けた事業も行っています。

〈学生と中小企業の職の広場WEB〉

本事業の一環として「学生と中小企業の職の広場WEB」を開設しており、求人情報や各種イベントの案内を掲載しております。2015年3月新規学卒者採用を予定されておられます県内中小企業の登録を募集しておりますので、是非ご利用ください。

○新規登録手順

「学生と中小企業の職の広場WEB」にアクセスいただき、下記の手順にてお申し込みください。

- ① トップページ左側メニュー下部の「企業の方はこちらから」に進む。
- ② 右下の「企業情報の登録について」に進む。
- ③ 右下の「企業の登録はこちらから」へ進む。
- ④ 利用規約をご一読のうえページ下部の「同意する」をクリックする。
- ⑤ フォームに従い、企業情報の必要事項を入力、確認画面にて問題がなければ送信する。
- ⑥ 事務局にて内容を確認後、IDとパスワードをメールにて発行します。
- ⑦ IDとパスワードが届きましたら、「企業の方はこちらから」よりログインし、採用情報を入力してください。

中小企業と職の広場WEB

(<http://www.chuokai-toyama.or.jp/job/>)



消費税転嫁対策窓口相談等事業を平成26年度も引き続き実施します

平成26年4月1日から消費税率が従来の5%から8%に引き上げられ、さらに平成27年10月に10%の引上げが予定されています。中小企業の皆様におかれましては、価格表示の方法、下請取引対策、資金繰り対策など様々な課題に直面されていると思います。

このようなことから、本会では、税理士による「専門家個別相談窓口」の開設並びに、弁護士、税理士等の各専門家を派遣し、ご希望の時間と場所でご相談に応じる「専門家派遣事業」を平成26年度も引き続き実施いたします。

ご相談・専門家派遣に係る費用は無料ですので、お気軽にご利用ください。

《専門家個別相談窓口》

○開設日時：毎週水曜日 14:00～17:00

開設日の日程

【平成26年】

月	日	月	日
6月	4日、11日、18日、25日	7月	2日、9日、16日、23日
8月	6日、13日、20日、27日	9月	3日、10日、17日、24日
10月	1日、8日、15日、22日、29日	11月	5日、12日、19日、26日
12月	3日、10日、17日、24日		

【平成27年】

月	日	月	日
1月	7日、14日、21日、28日	2月	4日、11日、18日、25日

○開設場所：富山流通会館1階第3会議室（富山市問屋町1丁目3-18）

○専門家：税理士（北陸税理士会会員）※ご相談いただく税理士は、相談日により異なります。

《専門家派遣事業》

○このような場合にご活用ください。

- ・役員会や組合員が集まる機会に、制度等について説明してもらいたい。
- ・事務所を空けることができない。
- ・講習会や窓口相談開設日に日程が合わず行くことができない。

○専門家派遣について

組合事務所等ご指定の場所に、専門家と当会指導員が伺い、消費税転嫁対策等についてご質問・ご相談に応じます。

○専門家

税理士・公認会計士・弁護士・中小企業診断士・司法書士・社会保険労務士

《お申込み・お問合せ先》

本会流通・労働支援課

第59回通常総会を開催しました

本会では、平成26年5月29日(木)午後2時から富山商工会議所ビル10階大ホールにおいて、第59回通常総会を開催しました。

総会は、黒田会長の開会あいさつで始まり、富山県知事、富山県議会議長の来賓祝辞のあと、朝日副会長を議長に選任し、議案審議に入りました。

第1号議案 平成25年度事業報告書、収支決算、財産目録、貸借対照表及び損益計算書承認の件

第2号議案 平成26年度事業計画及び収支予算決定の件

第3号議案 平成26年度経費の賦課及び徴収方法決定の件

第4号議案 平成26年度役員報酬決定の件

第5号議案 平成26年度取引銀行及び借入金残高の最高限度額決定の件

第6号議案 役員選挙の件

第1号議案から第5号議案までは原案どおり承認、決定された。第6号議案の役員選挙では、指名推選により会長1名・理事40名・監事4名の選考を行い、黒田輝夫会長が4期目となる再選をするとともに、臨時理事会において役職理事の選任を行いました。

また議案審議に先立ち、昨秋及び今春に栄典を授与された方々に対し、記念品の贈呈を行いました。



〈役員名簿〉

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
理事・相談役	田中 一郎	常 任 理 事	黒田 昭	同	中川 宗佳
会 長	黒田 輝夫	同	小川 健一	同	西村 亮彦
副 会 長	朝日 重剛	同	平野 平幸	同	藤井 均
同	増岡 一郎	理 事	荒井 弘	同	藤川 幸造
同	高田 順一	同	荒木 博	同	松田 治男
同	廣瀬 宏一	同	今井 兼二	同	道原 英克
同	津根 良孝	同	金山 宏明	同	宮岸 哲也
専 務 理 事	増川 茂則	同	金三津 貢	同	吉岡 八義
常 任 理 事	武内 繁和	同	黒田 辰春	同	吉田 榮一
同	小林 稔	同	齊藤 靖弘	同	渡邊 史雄
同	谷 一雄	同	坂井 彦就	同	江下 修
同	中井 敏郎	同	酒井 正人	監 事	石川 勝康
同	永田 義邦	同	嶋 安夫	同	上田 清作
同	奥井 健一	同	高木 悦朗	同	木谷 松雄
同	上田 峻	同	釣 松男	同	高桑 良昭

伝統工芸高岡漆器協同組合さんよりこんにちは

富山に数多く根付く伝統工芸品。近年の需要の低迷に対し、現代の生活に適した用途やデザインの商品開発をし、伝統を承継しつつも新たな動きを見せています。今回は、高岡の伝統産業である「高岡漆器」を製造している伝統工芸高岡漆器協同組合を紹介します。

◆組合のあゆみ

組合の歴史は古く、その前身である高岡漆器購買販売組合が設立されたのは明治45年までさかのぼります。

その後多少の名称変更を経て、昭和49年に「伝統工芸品産業の振興に関する法律」が制定、高岡漆器が産地指定されたことを受け、業界の振興発展のため伝統工芸高岡漆器協同組合となりました。

近年では、中央のデザイナーとのコラボレーションによる商品化が積極的に行われています。

◆様々な地域貢献

平成18年より、市内の全ての小・中・特別支援学校の計39校を対象に高岡市が実施している「ものづくり・デザイン科」への講師の派遣を行っています。児童・生徒に伝統工芸品である漆器の制作を通してものづくりの苦労と喜びを実感してもらうため、全面的な協力体制を敷いています。

また、組合ではその他にも、高岡地場産業

センターで毎年「高岡漆器に親しむつどい」を開催しており、小学生時代に、そこでの製作体験をきっかけに、大学で工芸を勉強している学生もあり一定の成果をあげています。

その他にも、市内を走る路面電車「万葉線」の新型車両には高岡漆器の螺鈿細工で製作したエンブレムが飾られているのをはじめ、高岡のシンボルとなる看板、広告塔などに高岡漆器の漆工技術が活用されており、まちづくりの面でも貢献しています。

◆今後に向けて

ライフスタイルの変化や安価な外国製品の輸入に加え、景気の低迷による個人消費の落ち込みにより、高岡漆器の販売額も伸び悩んでいる今、業界では従業員の減少や高齢化に直面し、若手後継者を確保しにくい状況であります。

組合では、現代人の生活に合うようなモダンなセンスに質の高い伝統を融合させた漆器製品の開発に取り組むとともに、「ものづくり・デザイン科」や「高岡漆器に親しむつどい」に今後も積極的な協力を続け、伝統工芸の伝承、後継者の育成に努めていきます。

新たに見せる動きは県内だけにはとどまりません。

日本の祭りには欠かすことのできない山車。毎年5月1日に開かれる高岡御車山祭で引き回される国指定重要民俗文化財の山車は、高岡の漆工の技が凝縮された豪華絢爛な山車であります。その山車の老朽化・破損等は避けられないものではありますが、県内にとどまらず県外からも山車の修復の受注を目指し、職人たちの洗練された技術と高岡漆器の素晴らしさを全国に発信していきます。



ものづくりデザイン科



高岡漆器に親しむつどい

【組合概要】

組合名称 伝統工芸高岡漆器協同組合

設 立 昭和50年2月7日

住 所 高岡市開発本町1-1

理 事 長 氏家 史貴

組合員数 63名

TEL 0766-22-2097 FAX 0766-26-9080

富山県中小企業レディース連絡会

「組合女性部研究会」を開催しました

3月10日(月)、黒部市宇奈月国際会館において宇奈月温泉旅館協同組合・かたかご会を対象に研究会を開催し、組合女性部約60名が出席しました。

かたかご会濱田会長の挨拶ののち、講師であるコスモ生涯アカデミー 尾山敦子氏から、「おもてなし向上～お客様に満足していただくサービスとは～」をテーマに講演がありました。

尾山氏からは来春に迫った北陸新幹線の開通を見据えたおもてなしについて以下の通りお話がありました。

- ・いつも自分に不足を感じていたり、不満を感じていたりすると、お客様に不快感を与えてしまう。
- ・お客様に、子供の頃に我が家に帰ったような安らぎの場を提供するようにしなければならない。
- ・お客様に対し、温かく接し、共感し、誠実であることが大事。クレームを受けることがあるが、ポジティブ思考で切替えし、悪い点を気づかされたことに感謝していくこと。

講演ののち、活発な意見交換がされていました。



富山県中小企業青年中央会

組合青年部代表者会議・研修会を開催しました

2月28日に「組合青年部代表者会議・研修会」を、富山県民会館において開催しました。

組合青年部代表者会議では、まずは事務局より、組合青年部や青年中央会の役割等についての説明が行われました。

組合青年部研修会では、株式会社富山グラウジーズ代表取締役社長黒田祐氏を講師に迎え、「富山グラウジーズが取り組む地域活性化」をテーマに以下の通り講演がありました。

- ・「プロスポーツは強くなければ、たくさんの感動を与えられない」との考え方から、近年は選手やスタッフにかかる人件費を増やし、良い選手を獲得している。
- ・シーズン開幕前に台湾や韓国の強豪チームを富山県に呼び親善試合を行っているが、富山県の企業とも関係が深いので、今後はスポンサーメリットを活かした取り組みを行っていくことを目指している。

講演ののち、活発な意見交換がされていました。



組合だより

新会館を竣工しました

今春、新たに富山県電気工事工業組合の新会館「電工会館」が竣工されました。



富山県電気工事工業組合
富山市上富居 1—7—12
TEL 076-471-7551
FAX 076-471-7556

組合Q&A

認可を受けない変更定款による役員選挙の効力について

Q

役員選挙の方法に指名推選を取り入れるように総会において定款変更の議決をして、その直後に指名推選の方法により役員を選挙を行ない、選ばれた役員は定款の変更に付き行政庁の認可があった日に就任するものであることを同総会において確認した。このような役員の改選は適法か。

A

定款の変更について行政庁の認可があった日に就任する旨の停止条件が付された役員の改選であるから、適法であると考えます。

あなたの回答が、日本経済の力になる！

平成二十六年経済センサス・基礎調査

平成二十六年商業統計調査を一体的に実施します



●経済センサス・基礎調査は、事業所及び企業の活動の

状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の
従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかに
するとともに、各種統計調査の基礎となる母集団情報の整
備を図ることを目的として実施します。

●商業統計調査は、商業を営む事業所について、産業分類別、

従業者規模別、地域別等に従業者数、商品販売額等を把握
し、我が国商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の
基礎資料を得ることを目的として実施します。

●調査票は平成二十六年六月末日までにお届けします。
七月一日以降に提出をお願いします。

◆調査の意義・重要性をご理解いただき、
ご回答をよろしくお願いいたします

平成26年7月1日(火)

平成26年
経済センサス－基礎調査
商業統計調査

経済センサス 検索

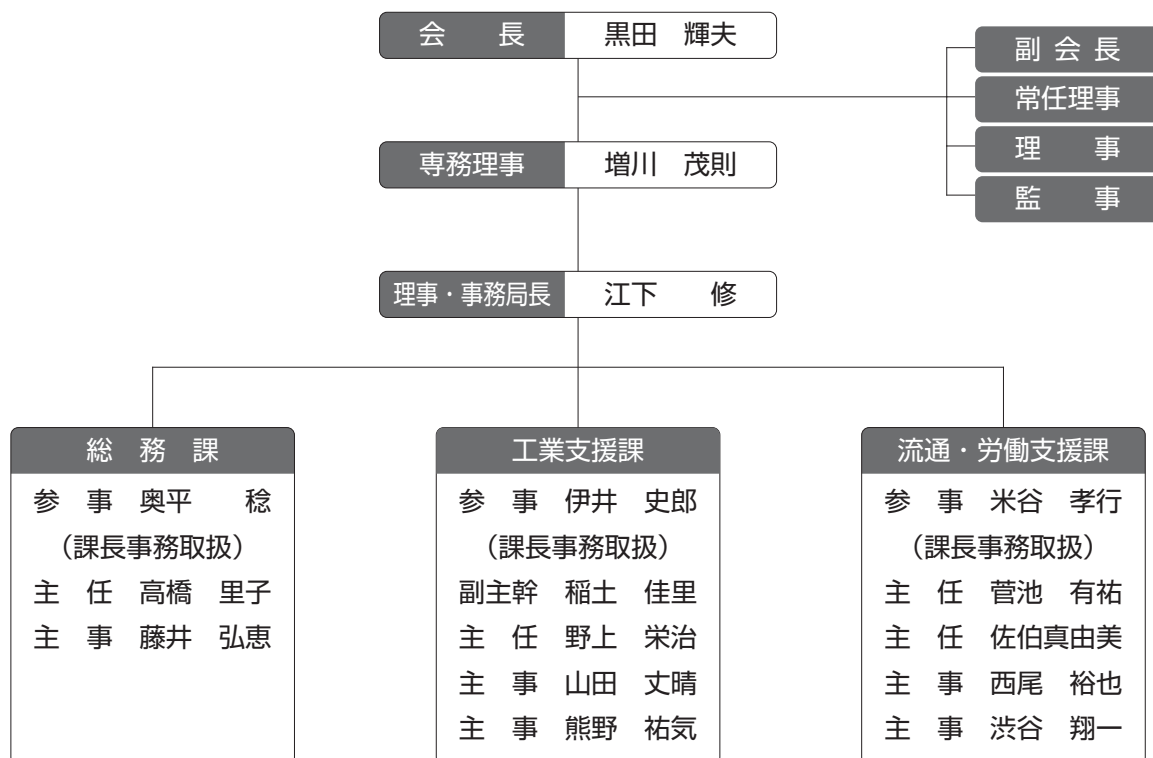
商業統計調査 検索

<http://e-census-syougyo.stat.go.jp/>

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村

平成26年度富山県中小企業団体中央会組織図

平成26年 5月29日現在

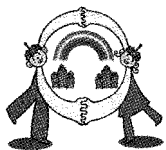


人員の拡大・縮小をお考えの皆さん！

私どもを
ご活用ください。

事業の拡大・欠員補充等による
人員確保を行いたいとき

事業の整理・縮小等に伴い、
人員削減せざるを得ないとき



since 1987

出向・移籍(転籍)の専門機関

公益財団法人

産業雇用安定センター

〒930-0857 富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま10F

●ご利用時間 9:00～17:00 (土・日・祝日は休み)

●インターネットで最新の人材情報をどうぞ <http://www.sangyokoyo.or.jp/>

TEL 076-442-6900

FAX 076-439-2860

中小企業と大手・海外企業を結ぶ BtoBマッチングサイト

J-GoodTech ジェグテック

～日本の優れた技術・製品.com～

平成26年4月下旬OPEN!

日本の技術が、世界を変える!

J-GoodTech(ジェグテック) 概要

J-GoodTech(ジェグテック)は、ニッチトップやオンリーワンなどの優れた技術・製品を有する日本の中小企業を集結し、国内大手メーカーや海外企業につなぐマッチングサイトです。日本の優秀な中小製造業と大手メーカー等との新たな取引や技術提携などにより産業界全体のイノベーションへの貢献を目指します。

J-GoodTechは、独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)が運営を行います。中小機構では、展示会や商談会でのリアルなマッチングの場の提供や人的な仲介サポートも加えることで、効果的な商談の実現に取り組みます。

中小機構北陸がサポートします。

1 中小企業の成長・発展

●専門家の派遣

…経営・技術・財務・法律などの専門家を長期継続的に派遣します。

●地域資源・農商工連携・新連携の支援

…地域資源を活かした取り組みや農林漁業者・異分野の中小企業との連携をバックアップ。

●窓口相談でのアドバイス

●モノ作り支援

●販路開拓支援

●海外展開支援

●事業承継円滑化支援

など



窓口相談

2 地域の成長・発展

●まちづくり・中心市街地の活性化支援

●高度化事業

●インキュベーション施設の提供

…いしかわ大学連携インキュベータ(i-BIRD)で新事業展開を。

3 安心の共済制度

●小規模企業共済制度

…将来に備えて安心、経営者の退職金制度。

●経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)

…取引先の倒産からあなたの企業を守ります。もしもに備えて。

北陸3県(富山・石川・福井)の中小企業と地域の皆さまを応援する…

中小企業のお助け情報満載

J-Net21

中小企業ビジネス応援サイト
<http://j-net21.smrj.go.jp>



中小機構 北陸

独立行政法人中小企業基盤整備機構 北陸本部

〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階

TEL.076-223-5761(代) FAX.076-223-5762

他にもいろいろ
詳しくは…

中小 北陸

検索

新幹線開業カウントダウン

きてきて富山
きときと富山
2015年春 北陸新幹線開業

広げよう「休んでかれ。」宣言

新幹線開業を控え、「おもてなし」の心をPRする
キャンペーン「休んでかれ。」宣言が
広まりを見せています。
各事業者の取り組みを紹介します。



とやま駅特選館

■「休んでかれ。」宣言とは

北陸新幹線開業を1年後に控えた富山県では、「富山で休もう。」をキャッチフレーズに、各地で観光PRが展開されています。そんな中、富山を訪れた人々に「また来たい!」と感じてもらうために進められているのが、「休んでかれ。」宣言です。

「休んでかれ。」宣言とは、宿泊・飲食・商店など、観光客・ビジネス客と接する各事業者が、それぞれの「おもてなし」を宣言し、お客様を温かくお迎えしようというキャンペーンです。「休んでかれ。」宣言に登録すると、公式ホームページで宣言した内容が紹介され、おもてなしハンドブックと各種のPRツールが提供されます。

PRツールの中で、観光客に対して「おもてなし」の気持ちを伝えるために用意されているのが、胸元などに着けて使用するオリジナル缶バッジです。各登録事業者が活用を始めており、県内のあちこちで鮮やかなオレンジのバッジを目にする機会が増えています。



「休んでかれ。」宣言 缶バッジ

■私たちの「休んでかれ。」宣言

JR 富山駅南口そば、数多くの土産店や飲食店などが集まる「とやま駅特選館」では、全館が一致して「つねに笑顔でお迎えします」という宣言を行っています。

JRで富山を訪れる観光客が旅の最初と最後に立ち寄る場であることから、特選館では来館者に「富山に来てよかった」と思ってもらえるような接客を心がけています。「休んでかれ。」宣言登録にあたっては、専門家による接客指導、来館者からの質問に対する回答例集の作成などの準備を1カ月かけて進め、この4月から本格的に始動しました。近隣観光地に関して質問を受けた場合には、相手の都合に応じた観光ルートを提案するなど、観光案内としての役割も果たせるような取り組みが進められています。館内では各店舗2~6名

が缶バッジを着用し、「休んでかれ。」宣言をPRしています。

観光客の足として重要な役割を果たす富山地方鉄道株式会社でも、グループ企業を含めそれぞれが宣言を行っています。

4月からは電車・バスの車内にPRグッズの「休んでかれ。」ステッカーが貼付され、「おもてなし」の心をPRしています。駅員や鉄道・バスの乗務員、乗車券センターの窓口係全員が胸ポケットに缶バッジを着用し、宣言をPRするとともに、これまで以上に親切丁寧な接遇が行われています。また、例年行われている社員研修にも「休んでかれ。」宣言に関連した要素が盛り込まれ、乗客の快適さをより意識したものになる予定です。



地鉄バス車内に貼られた「休んでかれ。」宣言のステッカー

■「休んでかれ。」宣言に登録するには

「休んでかれ。」宣言の公式ホームページにアクセスし、専用のフォームから登録を行うか、サイトからダウンロードできる申請用紙に記入の上、郵送またはFAXで応募します。

申し込みが確認されると、宣言内容とホームページ掲載内容の確認が行われます。それが済むと各種PRグッズが提供され、登録完了となります。



進めよう！個性と魅力の中小企業連携



中央会は、組合をはじめとする中小企業連携組織に対して、
その設立から事業運営までさまざまな支援を行っています。

中小企業組織の設立・運営についてのご相談は下記へお問い合わせ下さい。

富山県中小企業団体中央会

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6F TEL 076 (424) 3686 FAX 076 (422) 0835
URL <http://www.chuokai-toyama.or.jp/>